

食品衛生規制の見直しに関する骨子案（食品衛生法等の改正骨子案）に関する意見募集について寄せられた御意見について

平成 30 年 3 月 13 日

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全企画課

食品衛生規制の見直しに関する骨子案（食品衛生法等の改正骨子案）について、平成 30 年 1 月 19 日から 2 月 7 日まで、厚生労働省のホームページを通じて御意見を募集したところ、200 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。

なお、御意見については、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
1	①広域的な食中毒事案への対策強化	<p>広域連携協議会の運営に当たって、具体的な連携体制、運営方法、権限、議論すべき事項等について明確化を行うべきである。</p> <p>※その他同様の意見が2件</p>	<p>広域連携協議会について、事案(広域食中毒)が発生した場合に適切に機能するよう整備を進めていきたいと考えています。</p>
2	①広域的な食中毒事案への対策強化	<p>広域的な食中毒事案への対策強化に当たっては、生産時点での衛生管理まで遡ることができる連携の在り方を検討するため、農林水産省との連携を強化すべき。</p> <p>※その他同様の意見が4件</p>	<p>食中毒関連情報については、日々関係省庁と共有し、原因調査の段階においても必要に応じ、農林水産部局等関係機関と連携し、調査を進めることとしています。今後も引き続き連携し、対応していきたいと考えています。</p>
3	①広域的な食中毒事案への対策強化	<p>広域的な食中毒事案への対応として、広域連携協議会での連携・協力の上で、国の明確なリーダーシップの下、一元的な対応、情報発信を行うことに加え、そのためのシステムの構築や自治体による検査機器の確保等の体制整備を望む。</p> <p>※その他同様の意見が5件</p>	<p>広域食中毒事案が発生した場合に適切に機能するよう整備を進め、緊急を要する場合には、厚生労働大臣が、この協議会を開催し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又は拡大の防止のために必要な対策について協議できるようにすることを考えています。情報の発信、共有については、食品保健総合情報処理システムの活用を考えています。</p> <p>また、各ブロックにおける広域連携協議会の設置に当たっては、地方厚生局と連携していくことを想定しています。</p>

4	①広域的な食中毒事案への対策強化	<p>広域的な食中毒事案への対応強化を目的とした「広域連携協議会」が実質的な機能を発揮するものとされたい。また、地方厚生局とも協働されたい。</p> <p>※その他同様の意見が5件</p>	<p>さらに、関係部門との連携にも留意することとしており、具体的には、感染症部門と食中毒部門の共通調査票の検討などを進めていきたいと考えています。</p>
5	①広域的な食中毒事案への対策強化	<p>昨年11月の食品衛生分科会で感染症部門と食中毒部門の連携等について対策が示されたところであるが、確実な実行を求める。</p>	
6	①広域的な食中毒事案への対策強化	<p>食中毒事案への対応力を強化に当たって、政令市や中核市の食品衛生監視指導体制を市任せにすることなく、実情に応じて、都道府県や国が支援する措置を講ずるべき。</p> <p>※その他同様の意見が1件</p>	<p>食中毒調査については、現在でも、事案の規模等によっては、都道府県等に応援を求めることが可能となっています。今後は、広域連携協議会を活用し、一層適切な対応が可能となるものと考えています。</p>

7	①広域的な食中毒事案への対策強化	食中毒発生情報について、対象商品が一般的な名称の場合は、それとは関係のない商品が風評被害に遭う場合も想定される。関係のない商品は安全である旨を表示するなど、無用の混乱を回避するようにされたい。	食中毒発生情報について、被害拡大防止のために、消費者に対して報道発表するなど積極的に周知を行うことが必要であると考えています。一方で御指摘のような混乱を招かないようにするため、公表の際は消費者に対して速やかに正確な情報を分かりやすく伝え、被害の発生状況を明らかにすること等に努めています。
8	①広域的な食中毒事案への対策強化	自施設で調理提供をしている福祉施設における給食により、食中毒事案が発生した場合、施設側が保健所の介入を嫌う結果、保健所に相談に行った者が処分されたケースがあると聞く。保健所に匿名で相談ができないのか。また、社会的に弱い立場にいる者が施設内で食中毒になった場合については、公的機関でその事実を掴めるようにできないか。	匿名で保健所に相談することは可能です。また、「公益通報者保護法」に基づき、通報者の保護を前提とした通報を行うことができます。 さらに、食中毒患者等を診断した医師は保健所に届け出なければならぬこととされており、今後とも、食中毒事案の適切な把握に努めてまいります。

9	①広域的な食中毒事案への対策強化	カンピロバクター食中毒について、ブロックチェーンで防いでいくとの提言があったが、生食用食肉のように規格基準等による法規制を行うべきだ。	牛、豚の食肉・内臓や馬肉以外の食肉の規制の在り方等については、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会食肉等の生食に関する調査会の結果を踏まえ、規格基準等による規制は不要であるが、食肉等の種別ごとの危害要因等を踏まえた公衆衛生上のリスクの大きさを考慮しつつ、検討を行うこととしています。また、鶏肉の食肉・内臓については、リスク低減策に関する研究結果等を踏まえ、具体的な対応策を検討することとしています。
10	①広域的な食中毒事案への対策強化	疫学の専門家を配置し、専門研修を実施するとともに、食中毒事例を検証し、今後の調査に活用すべき。	食中毒事案への対応やその検証においては、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所の専門家との連携を図っています。また、国又は自治体において食品衛生に関する業務に従事する食品衛生監視員を対象とした食品衛生の危機管理に関する研修については、国立保健医療科学院等で実施しています。
11	①広域的な食中毒事案への対策強化	営業の禁停止などの自治事務と回収命令などの法定受託事務との密接な連携が必要。	これまでも、日々食中毒関連情報は推定の段階から国と関係地方自治体で共有していますが、今後は、広域連携協議会を活用して対応していきたいと考えています。

12	①広域的な食中毒事案への対策強化	不利益処分等の意思決定プロセスを事前に整理すべき。	例えば、食中毒事案を端緒に行う営業停止に当たっては、事前に事業者に対して調査結果等を丁寧に説明するなど、行政手続法に基づき、処分を行うこととしています。また、実際に食中毒事案が発生した場合の行政の手続としては、食中毒処理要領に手続が規定されています。
13	①広域的な食中毒事案への対策強化	FETP の意見が、地元企業への配慮のためか、保健所の調査結果や措置に反映されなかった事案があるので、応援体制を適切に整備すべき。	食中毒処理要領で、食中毒の判断においては、調査によって得られた結果に基づき、あくまで科学的に不断に反省を繰り返しつつ、総合的に判断することを規定しており、FETP(実地疫学専門家養成コース：Field Epidemiology Training Program)の調査結果、意見についても総合的な判断の材料のひとつとして、最終的には保健所長が判断すべきものと考えます。
14	①広域的な食中毒事案への対策強化	食中毒対策として、国の要請に貢献できる人材を確保し、座学で HACCP、HARPC の知識の取得ができるような体制を作るべき。	厚生労働省では、各地方自治体の職員を対象に HACCP 研修を実施し、食品等事業者に対し、HACCP の知識、導入に関する指導、助言ができる職員を養成しています。引き続き、食品等事業者へ HACCP の知識取得ができるよう努めていきたいと考えています。
15	①広域的な食中毒事案への対策強化	食中毒の防止のため、5S のコンセプトによる清潔さの確保、トイレの使用時マニュアルの作成、洗浄機のリンスの温度管理、出入口を店舗の表と裏に設置する等の整備が必要ではないか。 ※その他同様の意見が3件	HACCP の制度化に伴い、食品等事業者が衛生管理計画を作成することとなります。衛生管理計画には一般衛生管理の内容も含まれていることから、この計画に基づき衛生管理に努めていただきたいと考えています。

16	①広域的な食中毒事案への対策強化	自治体ごとに毎月衛生ベストワン店舗を表彰する表彰制度を考えていただきたい。	事業者が自ら率先して食品衛生に取り組むことは重要ですが、そのための方策に関する御意見として参考とさせていただきます。
17	①広域的な食中毒事案への対策強化	必要な場合は、厚生労働省が広域感染事案について、自ら調査や感染拡大防止のための措置を行うことができるようにすること。	厚生労働大臣が、国や都道府県等の連携、協力体制を整備するための広域連携協議会を設置できるよう法律を改正し、広域的な食中毒事案対策の強化を図る予定としています。食中毒調査については、引き続き、都道府県等の事務として対応することとなりますが、緊急を要する場合には、厚生労働大臣が、この協議会を活用し、広域的な事案に対応できるような対策強化も予定しています。
18	①広域的な食中毒事案への対策強化	国及び広域連携協議会は、広域感染事案の調査において科学的な手法により感染源の食材を特定する責任を負うことを明確にすること。	食中毒調査については、都道府県等の事務として食品衛生法第58条において、保健所長は食中毒を探知した場合は調査を行うことが規定されています。当該調査については、原因食品、病因物質等を追求するために疫学的調査、微生物学的調査等科学的な手法による調査が行われています。
19	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCPのA基準とB基準の対象範囲や基準を明確に示されたい。 ※その他同様の意見が17件	「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)に関する意見募集」を実施した際の参考資料「②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化」には、「基準A」及び「基準B」という文言を使用していましたが、内容が分かりづらいなどの指摘があったことから、「基準A」については「HACCPに基づく衛生管理」、「基準B」については「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」と内容を明記することとし、表題も「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化」としました。
20	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	全ての営業許可業種にHACCPの考えに基づいた衛生管理の義務化を導入するということか。	

21	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	基準 A は7原則12手順を入れ、総括表を作成する現在の方法と変わらない方法と考えているのか。
22	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	基準 B は、7原則12手順、総括表の作成が想定されていないようであるが、一般衛生管理のみということなのか。
23	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCP の達成項目だけを膨大にすれば、現場が混乱するばかりでなく、人手不足、過重労働を強いることにもなりかねない。
24	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCP の制度化に当たって、許可が必要なのか、届出が必要なのか、あるいは自主的な取組であるのか位置付けがわからない。
25	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	基準 A,B の認定、承認はどのような形で行われるのか。

今般の HACCP の制度化は、コーデックス HACCP の7原則を要件とする管理(「HACCP に基づく衛生管理」)を原則としていますが、コーデックス HACCP の7原則をそのまま実施することが困難な小規模事業者や一定の業種等については、取り扱う食品の特性に応じた取組として、コーデックス HACCP の7原則の弾力的な運用を可能とする「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」によることができる実効性に配慮した仕組みです。

また、食品衛生法に基づく HACCP の制度化は許可、認証、届出を必要とするものではありません。地方自治体等の食品衛生監視員により、衛生管理計画の作成の指導・助言を行うほか、営業許可手続、立入り検査等を通じて、その内容の有効性や実施状況等を検証することになります。

また、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の対象となる食品等事業者については、その要件を政令で定めることを検討しています。

検討に当たっては、従業員数や取り扱う食品の特性、業種、業態等 について業界団体が策定する「HACCP の考え方を取り入れた衛

26	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	基準 A、B の線引きが不明瞭である。一旦基準 B に基づく衛生管理計画を策定、実施し始めた事業者に対し、事後判断により基準 A に基づく対応を求めないようにすべき。	生管理」の手引書の内容等も踏まえて、判断することとしています。
27	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCP の制度化に向けた施行日はいつか。移行までの準備や自治体の条例制定等に十分な時間的猶予が必要であるため、考慮されたい。 ※その他同様の意見が14件	制度改正については、関係者の意見等を十分踏まえながら、制度の円滑な導入が可能となるよう、必要な準備等の期間を設けることを考えています。
28	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCP の制度化に当たっては、それぞれの事業者の事業の特性や、事業規模など実情に応じた運用がなされるべき。 ※その他同様の意見が16件	「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)に関する意見募集」を実施した際の参考資料「②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化」には、「基準A」及び「基準B」という文言を使用していましたが、内容が分かりづらいなどの指摘があったことから、「基準A」については「HACCP に基づく衛生管理」、「基準B」については「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」と内容を明記することとし、表題も「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化」としました。 小規模事業者をはじめ、当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者(菓子の製造販売、食肉の販売、魚介類の

			販売、豆腐の製造販売、弁当の調理・販売等)、提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種(飲食店、給食施設、そうざいの製造、弁当の製造等)、一般衛生管理の対応で管理が可能な業種(包装食品の販売、食品の保管、食品の運搬等)等コーデックス HACCP の7原則をそのまま実施することが困難な事業者については、コーデックス HACCP の7原則の弾力的な運用を可能とする「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」によることができる仕組みにしています。「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」については、業界団体が業種や業態に応じた、衛生管理計画策定のための手引書を作成し、事業者はそれを参考に衛生管理計画を策定できます。
29	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCP の制度化に当たって、既に許可された事業所と新制度下での事業所の設備が全く違うようなことがないようにすべき。	HACCP は施設設備の基準ではありません。また、HACCP は、施設基準を満たしていることを確認する営業許可の要件にはなりません。
30	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	食品事業者からの相談窓口として、保健所以外に、相談支援センター等の設置を行うべき。	御意見として参考とさせていただきます

31	②HACCP(ハ サップ)による 衛生管理の制 度化	第三者機関認証機関等を活用し て、食品事業者教育プログラムの 整備を行うべき。	厚生労働省では、「飲食店等食品事業者における HACCP 理解醸 成事業(厚生労働省公募事業)」を実施し、飲食店事業者を対象とし た HACCP に関する講習会を通じて、HACCP に沿った衛生管理の普 及を図るとともに、各地域において HACCP 普及に向け中心的な役割 を果たすことができる飲食店事業者の育成を行っています。 また、関係省庁においても支援を行っています。
32	②HACCP(ハ サップ)による 衛生管理の制 度化	米国では衛生管理の度合いのラン ク付けを行っており、我が国でも導 入を検討すべきである。	食品等事業者における HACCP 実施状況の確認は、地方自治体 の食品衛生監視員が営業許可手続、立入検査等の様々な機会を通 じて、衛生管理計画の作成の指導・助言を行うほか、その内容の有 効性や実施状況等を検証することを検討しています。 新たな制度の導入であることを踏まえ、まずは保健所による導入指 導を重点的に実施することとし、HACCP に沿った衛生管理を国内に 定着させていきたいと考えています。 このため、現時点で衛生管理の度合いのランク付けを全国的に導 入することは考えていません。
33	②HACCP(ハ サップ)による 衛生管理の制 度化	HACCP の制度化に当たって、食品 衛生監視員が丁寧な相談、助言が できるような体制を構築するため、 増員を行うなどの体制強化を行わ れたい。 ※その他同様の意見が6件	食品衛生監視員については、各地方自治体において、厚生労働 省が定めた指針に基づき、地域の実情に応じた監視指導計画を策 定し、監視指導を実施するために必要な人員の確保を図ることとされ ています。厚生労働省としては、各地方自治体の食品衛生監視員の 増員を具体的に図ることはできませんが、地方自治体において効率 的な対応ができるよう技術的助言を行っています。

34	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	<p>食品事業者が適切な計画を策定、遵守しているかについて、保健所の具体的なチェック方法は何を想定しているのか。</p> <p>※その他同様の意見が2件</p>	<p>「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)に関する意見募集」を実施した際の参考資料「②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化」には、「基準A」及び「基準B」という文言を使用していましたが、内容が分かりづらいなどの指摘があったことから、「基準A」については「HACCPに基づく衛生管理」、「基準B」については「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」と内容を明記することとし、表題も「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化」としました。</p> <p>厚生労働省が内容を確認した「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に対応する手引書を都道府県等に通知し、これに基づき監視指導を行うことにより、統一的な運用を図ります。</p> <p>地方自治体の食品衛生監視員により、衛生管理計画の作成の指導・助言を行うほか、営業許可手続、立入検査等の機会を通じて、その内容の有効性や実施状況等を検証することを想定しています。</p>
35	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	<p>HACCPの制度化の導入の必要性和目的について、事業者への周知、普及、啓発を図るとともに、国において制度の推進を行われたい。</p> <p>※その他同様の意見が10件</p>	<p>HACCPに関する制度の必要性等については、説明会等様々な機会をとらえて情報発信に取り組んでいくこととしています。</p>

		<p>HACCP の導入に当たって、事業者や自治体に対する制度導入のための支援、団体等に対する手引書に作成等に対する支援を行われたい。</p>	<p>HACCP は工程管理のシステム(ソフト)であり、必ずしも施設(ハード)の整備を求めるものではありませんが、HACCP 導入に際して施設設備の整備を希望する事業者には、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP 支援法)」※により、事業者の HACCP 導入のための金融上の支援措置を行っています。</p> <p>また、関係省庁においても支援を行っています。</p> <p>※事業者が策定した計画を指定認定機関(業界団体)が高度化基準に基づき認定する。事業者は、認定を受けることにより、施設整備への長期低利融資を受けることが可能となる。</p>
<p>36 37</p>	<p>②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化 ②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化</p>	<p>※その他同様の意見が17件 事業者の負担軽減のため、民間認証の具体的な活用を進められたい。</p> <p>※その他同様の意見が3件</p>	<p>「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)」に関する意見募集を実施した際の参考資料「②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化」には、「基準A」及び「基準B」という文言を使用していましたが、内容が分かりづらいなどの指摘があったことから、「基準A」については「HACCP に基づく衛生管理」、「基準B」については「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」と内容を明記することとし、表題も「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化」としました。</p> <p>ISO22000、FSSC22000、SQF、JFS 等については、コーデックス HACCP と同様の要件を求めているため、「HACCP に基づく衛生管理」の要件を満たしていると考えています。</p> <p>今後、HACCP の実施状況の確認については、保健所等による定期的な立入りの中で実施していくこととしており、民間認証を受ける際</p>

			に作成された資料や認定書、監視の結果等も活用して HACCP に沿った衛生管理の実施状況を確認すること等により、事業者の負担軽減を図ることとしています。
38	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	基準 A と基準 B の最終的な判断はどこが行うのか。また、基準が決まった場合は、許可申請や届出が必要になり、衛生管理計画を提出することになるのか。	<p>「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)に関する意見募集」を実施した際の参考資料「②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化」には、「基準A」及び「基準B」という文言を使用していましたが、内容が分かりづらいなどの指摘があったことから、「基準A」については「HACCP に基づく衛生管理」、「基準B」については「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」と内容を明記することとし、表題も「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化」としました。</p> <p>食品衛生法に基づく HACCP の制度化は許可、認証、届出を必要とするものではありません。</p> <p>また、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の対象となる食品等事業者については、その要件を政令で定めることを検討しています。</p> <p>検討に当たっては、従業員数や取り扱う食品の特性、業種、業態等について業界団体が策定する「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の手引書の内容等も踏まえて、判断することとしています。</p> <p>地方自治体等の食品衛生監視員により、衛生管理計画の作成の指導・助言を行うほか、営業許可手続、立入り検査等を通じて、その内容の有効性や実施状況等を検証することになります。</p>

39	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	基準 B の手引書を作成している業界団体を公表して欲しい。	各業界団体が作成する衛生管理計画作成のための手引書については、「食品衛生管理に関する技術検討会」において内容を確認し、厚生労働省のホームページで順次公表します。
40	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCP の A 基準に該当する事業者からの食中毒事案は発生しにくくなっているが、B 基準の事業者に対しては、きめ細かな対応が必要である。具体的には、消費者が直接調理の一部に関わる業種(焼肉店、ビュッフェ、裸陳列のパンコーナー等)、店舗の形態を有していない業種(屋台、移動販売者等)、スーパー等に設置されているサービス用の水、野外での魚肉解体実演販売等について、対応が必要と考える。	<p>「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)に関する意見募集」を実施した際の参考資料「②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化」には、「基準A」及び「基準B」という文言を使用していましたが、内容が分かりづらいなどの指摘があったことから、「基準A」については「HACCP に基づく衛生管理」、「基準B」については「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」と内容を明記することとし、表題も「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化」としました。</p> <p>食中毒の原因の多くが、一般衛生管理の実施の不備によるものであり、一般衛生管理の着実な実施が不可欠です。その上で、HACCP に沿った衛生管理の手法を取り入れ食品衛生上の問題を低減するための仕組みを自ら構築し、実行することにより、食品の安全性の更なる向上を図ることができると考えています。小規模事業者等を対象とする「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」については実行可能性を考慮し、「一般衛生管理を基本として、業界団体の手引書等を参考に必要に応じて重要管理点を設けて管理する衛生管理」と内容としています。</p> <p>「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の実施については業界団体と協力して衛生管理計画策定のための手引書を作成しており、</p>

			技術検討会で確認したものは、順次ホームページで掲載するので参考としてください。
41	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCPのB基準については、個別の業界団体に含まれない製造業者への対応や、保健所の指導内容の統一化を図りたい。 ※その他同様の意見が4件	各業界団体が作成する衛生管理計画作成のための手引書については、「食品衛生管理に関する技術検討会」において内容を確認し、厚生労働省のホームページで順次公表しており、業界団体に所属していない方でも使用することができます。 また、厚生労働省のホームページに掲載した手引書は、都道府県等に通知し、これに基づき監視指導を行うことにより、統一的な運用を図ります。
42	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	一般衛生管理について、中小企業の負担増を踏まえた対応とするとともに、全国で統一されたガイドラインを策定されたい。	制度化の円滑な導入が可能となるよう、政省令等の下位法令の検討に当たっても、パブリックコメントを実施するなど、関係者の意見等を十分踏まえながら、具体的な規制の見直しを行っていきたいと考えています。
43	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCPと一般衛生管理は両輪の取組であるため、一般衛生管理も全国統一的な運用ができるよう規定を明確に構築されたい。一方、屋台やイベント等の特殊営業も考慮し、各自治体で柔軟な対応ができる仕組みも整備されたい。	

44	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCPのB基準について、零細企業の多くがHACCP導入に苦労しがちであろうことを踏まえると、駆け込み寺的な処置としては納得できないこともないが、食中毒件数の7割が飲食・仕出し業の分野で発生していることを踏まえると、恒久的にその措置を取り続けるべきでない。	「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)に関する意見募集」を実施した際の参考資料「②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化」には、「基準A」及び「基準B」という文言を使用していましたが、内容が分かりづらいなどの指摘があったことから、「基準A」については「HACCPに基づく衛生管理」、「基準B」については「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」と内容を明記することとし、表題も「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化」としました。
45	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	日本でHACCPの7原則は複雑で難しいものと考えられているが、HACCPの7原則は安全・衛生レベルを容易に達成するための手順を示したもので、基準A、Bいずれも担保すべき安全・衛生レベルは同一でなければならないことから、小企業でも基準Aを採用し、やり方を丁寧に説明していくべきではないか。	HACCPに沿った衛生管理を制度化するに当たり、検討している「HACCPに基づく衛生管理」及び「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」については、例えば、コーデックスHACCPの7原則で示されている危害要因分析について、「HACCPに基づく衛生管理」では食品等事業者自らが実施するのに対して、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」では業界団体が実施し、手引書に示すことなど、食品等事業者の規模等に応じた対応を可能としているものであり、達成する衛生管理のレベルは同じです。 小規模事業者を含む食品等事業者が円滑かつ適切にHACCPに沿った衛生管理に取り組むことができるよう丁寧な説明を行い、普及を図っていきたいと考えています。

46	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	現在においても、保健所等を通じ、飲食店に対する記録作成指導が行われているが、文書作成作業をまともに行うことができる営業者はほとんどいないと思われ、実効性に乏しいのではないかと。それならばよっぽど、鶏の生食禁止をする方が食中毒を減らすことができるだろう。	<p>厚生労働省では、小規模事業者を含む食品等事業者が円滑かつ適切に HACCP に沿った衛生管理に取り組むことができ、定着するよう、業界団体や関係省庁等との協力しながら HACCP に沿った衛生管理に関する手引書の策定などを行っています。</p> <p>小規模事業者は、手引書に沿って衛生管理計画の策定ができるとともに、手引書の中では事業者の負担にならない記録様式等を示していくこととしています。</p>
47	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	技術検討会を通じて進められている B 基準の策定について、表面的な議論になっており、有効性に欠けている。まずは、手引書の構成を決定することから始めるべきではないか。その後、数ある食品群に対して、予め原材料、製造工程、容器包装の状態の違いによって発生するハザードを整理して示すべきではないか。	<p>厚生労働省では、「食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイダンス(第2版)」を示し、手引書の構成等を規定しています。</p> <p>発生するハザードの整理等については、それぞれの食品の特性に合わせて、各業界団体で実施し、手引書に記載することで食品等事業者に示すこととしています。</p>
48	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	総合衛生管理製造過程承認制度について、自治体が認証する自治体 HACCP、業界団体が認定する業界 HACCP を今後どのように取り扱うのか。また、民間規格である	「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)に関する意見募集」を実施した際の参考資料「②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化」には、「基準A」及び「基準B」という文言を使用していましたが、内容が分かりづらいなどの指摘があったことから、「基準A」については「HACCP に基づく衛生管理」、「基準

		FSSC 等との関連性はどうか。	B)については「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」と内容を明記することとし、表題も「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化」としました。
49	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	<p>衛生管理に関する国際認証等を取得している事業者が、当該認証等に基づく衛生管理を準用できるよう、運用上の配慮を行われたい。</p> <p>※その他同様の意見が1件</p>	<p>地方自治体における認証制度については、管内事業者における衛生管理の向上のため、それぞれの地方自治体において、独自の基準や要件で設置しているものであり、今後の HACCP の制度化の状況を踏まえ、各地方自治体において活用の仕方を工夫するものと考えています。</p> <p>また、ISO22000、FSSC22000、JFS 等の民間認証で要求される HACCP の要件は「HACCP に基づく衛生管理」が要求するコーデックス HACCP の同様の要件であることから、「HACCP に基づく衛生管理」の要件を満たしていると考えています。</p> <p>なお、今後も地方自治体における保健所等による定期的な立入りの中で HACCP に沿った衛生管理の実施状況を確認していくこととしており、民間認証については、作成された資料や認定書、監視の結果等も活用して HACCP に沿った衛生管理の実施状況を確認すること等により、事業者の負担軽減を図ることとしています。</p>
50	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCP の制度化の対象が不明瞭であるが、基準 A と B だけでなく、C、D というように、衛生管理基準に段階を増やすなどすれば、実現性が高まるのではないか。	「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)に関する意見募集」を実施した際の参考資料「②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化」には、「基準A」及び「基準B」という文言を使用していましたが、内容が分かりづらいなどの指摘があったことから、「基準A)については「HACCP に基づく衛生管理」、「基準B)については「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」と内容を明

			<p>記することとし、表題も「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化」としました。</p> <p>今般の HACCP の制度化は、コーデックス HACCP の7原則を要件とする管理(「HACCP に基づく衛生管理」)を原則としていますが、コーデックス HACCP の7原則をそのまま実施することが困難な小規模事業者や一定の業種等については、取り扱う食品の特性に応じた取組として、コーデックス HACCP の7原則の弾力的な運用を可能とする「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」によることができる実効性に配慮した仕組みです。</p>
51	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCPの制度化に向けて、将来的に食品安全マネジメント(FSMS)の考え方の項目を設けることを検討していただきたい。	<p>今般の HACCP の制度化は、原則として、全ての食品等事業者にコーデックスの HACCP に沿った衛生管理を求めるものです。</p> <p>コーデックスにおいても、マネジメントに関する内容は含まれていません。</p>
52	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	農林水産省においても、HACCP 支援法に基づき、中小食品製造事業者への HACCP 導入を後押ししようとしている。省庁間でダブルスタンダードとならないようされたい。	<p>円滑な制度の運用が可能となるよう、関係省庁と連携を図りながら、具体的な規制の見直しを行っていきたいと考えています。</p>
53	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCP の制度化と日本食品安全管理規格との整合性は図られているのか。	

54	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	<p>総合衛生管理製造過程承認制度は、2017年度中に廃止すべきである。</p> <p>※その他同様の意見が1件</p>	
55	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	<p>日本で HACCP の7原則は複雑で難しいものと考えられている理由は、総合衛生管理製造過程の承認の際に提出を求められる総括表の複雑さに起因しているのではないかと。総括表は全ての製造工程に第3～7原則を適用することを求めているが、総合衛生管理製造過程が廃止されることになっているが、仕組みは維持されるとあるため、仮に仕組みが残ったとしても、第3～7原則は決定した個々の CCP にのみ適用するというコーデックスの原則を正しく理解したものにするべき。</p>	<p>総合衛生管理製造過程承認制度は、これまで HACCP の普及に一定の役割を果たしてきましたが、HACCP が全ての事業者に義務付けられた場合、その役割を終えることから廃止の方向で検討しています。</p> <p>なお、食品衛生法第 11 条第 1 項の製造加工基準によらない方法で製造することを認める制度については、総合衛生管理製造過程とは別の制度として検討しています。</p>
56	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制	<p>総合衛生管理製造過程承認制度を廃止した後もその機能は維持するとあるが、どのような形でこの仕</p>	

	度化	組みが行われているか判断するの か。	
57	②HACCP(ハ サップ)による 衛生管理の制 度化	規格基準以外の方法で製造等でき る制度の承認審査結果は速やかに 周知されたい。	
58	②HACCP(ハ サップ)による 衛生管理の制 度化	HACCP は具体的な基準があるわ けではなく、取り組む姿勢を強化す るという側面が強いものであるた め、総合衛生管理製造過程承認制 度に代替されるものではない。具 体的な基準が含まれる承認制度は廃 止すべきではない。	
59	②HACCP(ハ サップ)による 衛生管理の制 度化	英語の用語には正しい日本語の訳 語を採用すべき。 ・ Hazard は危害要因 ・ Critical Control Point は必須管 理点 ・ Critical Limit は許容限界 ・ Corrective Action は是正措置	「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」において用語の定 義について整理をしました。今後、食品衛生関係法令において HACCP 関係規定を設ける際には、コーデックスのガイドラインに準 拠することとしています。 なお、法令での記述方法については、制約があることを御理解くだ さい。

60	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCPに関する罰則はあるのか。 ※その他同様の意見が1件	<p>食品等事業者が衛生管理計画の策定及びその遵守を行わない場合、まずは地方自治体の行政指導が行われます。</p> <p>食品等事業者が行政指導に従わず、人の健康を損なうおそれがある飲食に適すると認められない食品等を製造等した場合には、改善が認められるまでの間、その施設の営業許可の取消し、営業の全部若しくは一部の禁止、又は一定期間の停止を行うことができます。</p> <p>それらの行政処分に従わずに営業を行った場合には、罰則が適用されることとなります。</p> <p>この運用は、従来の営業施設への指導、行政処分等と変わりません。</p>
61	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	管理計画を定めていない事業者については、公表を行うことができる仕組みや、行政処分等の措置を可能にするなど、実効性のある制度設計とされたい。	
62	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	保健所に給食届を申請していない福祉施設に周知するとともに、食品衛生意識を変えないことには基準Bに進むことができないのではないのか。	<p>「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)に関する意見募集」を実施した際の参考資料「②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化」には、「基準A」及び「基準B」という文言を使用していましたが、内容が分かりづらいなどの指摘があったことから、「基準A」については「HACCPに基づく衛生管理」、「基準B」については「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」と内容を明記することとし、表題も「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化」としました。</p> <p>小規模事業者を含む食品等事業者が円滑かつ適切にHACCPに沿った衛生管理に取り組むことができるよう丁寧な説明を行い、普及を図っていきたいと考えています。</p>
63	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	事業者が作成する管理計画には、記録の作成とその保存が含まれることを十分周知されたい。	

64	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCP の制度化に当たっては、危害分析に関する情報バンク(原材料に由来する危害、制御手段等)を国が整備すべき。整備に当たっては、出版物、論文等を紹介するなど、利用者が使いやすいものにすべき。	厚生労働省では、「食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイダンス(第2版)」等を示し、必要な情報等を提供してきたところです。今後も、必要に応じデータ等を提供できるよう検討したいと思います。
65	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCP システムの妥当性評価の資料提供を要望する。法律等で定められた加熱殺菌条件以外のデータが不足しており、内外の論文等より食中毒再起等の殺菌条件(温度、時間、PH 等)など科学的知見の整理を行われたい。	
66	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	基準 B の手引書の作成に当たって、品目ごとの作成になると思われるが、事業者団体の構成員は必ずしもその品目のみを製造等しているわけではないため、監視指導に当たっては実情に即して弾力的に運用すべき。	制度の施行時には、保健所による導入指導を重点的に実施することとしています。

67	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCP の制度化を確固たるものとするべく、食品衛生責任者を必置とされたい。	<p>「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)に関する意見募集」を実施した際の参考資料「②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化」には、「基準A」及び「基準B」という文言を使用していましたが、内容が分かりづらいなどの指摘があったことから、「基準A」については「HACCP に基づく衛生管理」、「基準B」については「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」と内容を明記することとし、表題も「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化」としました。</p> <p>小規模事業者を含む食品等事業者が円滑かつ適切に HACCP に沿った衛生管理に取り組むことができ、定着するよう、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」に対応する手引書の策定など、業界団体や関係省庁等との協力しながら円滑な導入支援を進めてまいります。</p> <p>なお、食品衛生責任者については、現行の「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」においても設置を求めているところです。今後、省令や通知等で示す内容については、十分に検討していきたいと考えています。</p>
68	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	公衆衛生法規は、合憲性の判断基準において、人の生命身体を保護することを目的とした「消極的規制」に該当するため、他の措置では十分に目的を達成する場合のみ、憲法で保障された営業の自由を制限	<p>厚生労働省では、これまでも食品衛生法に基づき食中毒の発生を未然に防止するため様々な施策を講じてきましたが、現在、食中毒発生数は下げ止まり傾向にあります。</p> <p>こうした状況に対応し、国内の食品の安全性の更なる向上を図るためには、フードチェーン全体で衛生管理に取り組むことが重要であり、現行の選択制ではなく、全ての食品等事業者を対象として</p>

	<p>することが許される。</p> <p>と畜場法施行規則や、管理運営基準ガイドラインでは、現在、HACCP 導入型と従来型の選択式となっている。今後、従来型が認められない者が生じるのであれば、規制強化となり、以前と比べてどのような状況の変化、根拠の蓄積があり、選択式では国民の安全を保護することができないとの結論に至ったのかを説明しなければならない。諸外国が HACCP 導入によって食中毒発生件数がどのように推移したかを示す必要がある。</p> <p>現状と比較して、他の緩やかな措置で十分に目的を達成することができないといえないので、HACCP の義務化は違憲である。</p>	<p>HACCP を制度化する必要があると考えています。</p> <p>また、米国では、HACCP 義務化の効果は、義務化後の食中毒の発生傾向をみた複数の調査結果に現れており、例えば、CDC による調査レポートによれば、1996 年から 2003 年までに、カンピロバクター、クリプトスポリジウム、O157、サルモネラ菌、ペスト菌(Yersinia)による食品由来の疾病数がそれぞれ減少しています。</p>
--	---	---

69	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	HACCPについては、本来のHACCPとは別に、国が具体的な基準を示した各年度版のHACCPを策定し、それによる衛生管理を行うようにしていただきたい。	業界団体が作成する手引書については、定期的、新たな科学的知見が得られた場合、その他厚生労働省から要請のあった場合等に必要に応じて内容を見直し、改正することとなっており、年度ごとに見直しを行うことは考えていません。
70	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	零細企業でも簡単に対応できるような、業界の製造ラインに合った、あとは書き込むだけで完成できるようなマニュアルがほしい。	小規模事業者を含む食品等事業者が円滑にHACCPに沿った衛生管理に取り組むことができるよう、業界団体が業種や業態に応じた、衛生管理計画策定のための手引書を作成し、事業者はそれを参考に衛生管理計画を策定できるように進めています。
71	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	食品衛生法改正懇談会の取りまとめでHACCP制度化に向け挙げられた課題と今後の対応を踏まえ、整備を促進されたい。	「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」や「食品衛生法改正懇談会」の取りまとめを踏まえ、制度の具体的な内容について検討を行ってまいります。
72	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	動物カフェ、レストランなど、動物のふれあいと飲食物を一緒に提供する形態については、不衛生で感染症のリスクなどもあることから、営業できないよう規制強化を行うべき。	御意見として参考とさせていただきます

73	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	<p>HACCP 義務づけの対象として、常温で保存可能な包装済み食品の販売営業を除くことは不合理であるため反対する。</p> <p>HACCP の利点は、食品の特性をよく知る事業者にあらかじめ危害要因を分析させることで、事業者が判断すべきところ、行政側が「温度」と「包装」の2点に着目して危害の評価と管理手法を判断してしまっている。</p>	<p>公衆衛生に与える影響が低く、規制になじまないものについては、今回の制度化の対象からは除外し得ることを示したものであり、常温で保存可能な包装済み食品はあくまで例示です。</p>
74	②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化	<p>海外の HACCP 導入国では、業種を限定していたり、順次義務づけて土壌作りをした上で義務化をしているが、日本では一斉導入ということで、混乱を招くのではないか。</p>	<p>一部の食品等事業者や輸出用食品の製造事業者だけが取り組むのではなく、フードチェーン全体で HACCP に沿った衛生管理に取り組むことによって、我が国の食品全体の安全性の向上につながるものと考えます。</p> <p>小規模事業者を含む食品等事業者が円滑かつ適切に HACCP に沿った衛生管理に取り組むことができるよう丁寧な説明を行い、普及を図っていきたいと考えています。</p>

75	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	健康被害の発生前段階での行政による監視、指導という観点が見えていない。	<p>特別の注意を必要とする成分等を含む食品に係る報告制度や適正な製造・品質管理の制度については、健康被害の発生・拡大の防止につながるものであり、該当の食品等事業者に対し、食品衛生監視員によるこれらの制度の遵守に関する監視指導が実施されることとなります。</p> <p>なお、健康食品については、従来より、行政指導により、健康被害の発生前から一定の製品管理等を求めてきたところですが、この新たな制度を導入した後も、同様に行政指導を行ってまいります。</p>
76	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	健康被害情報であるか否かの判断を事業者になおさせるべきでなく、指定成分等を含む食品の販売者は行政に届出を行うべき。	<p>特別の注意を必要とする成分等を含む食品に係る健康被害情報について、事業者から行政側に報告を求めるに当たり、報告対象の範囲や報告様式を含む方法等については、省令で示すとともに、施行通知等により運用上の取扱い等を示すことにより適切に報告がなされるよう努めてまいります。また、指定成分等を含む食品等事業者については、営業許可、届出等により事業者を把握することを考えています。</p>
77	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	「指定成分等を含む食品」の範囲には、第6条各号に該当する食品だけでなく、欧米の仕組みも踏まえ、第7条第1項及び第2項に該当する食品も対象とすべき。	<p>特別の注意を必要とする成分等を含む食品は、販売禁止となる食品衛生法第6条、第7条第1項、第2項の措置とは異なる枠組みです。特別の注意を必要とする成分等の指定は、その成分等の特性について個別具体的に科学的な検討を行って指定します。</p>

78	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	<p>特別の注意を要する成分等の具体的な対象範囲や、報告対象となる基準並びに健康被害及び調査を行う関係者の定義を明確化すべき。</p> <p>※その他同様の意見が4件</p>	<p>どのような成分等を指定するかについては、今後、個別具体的に科学的な検討を行っていくものです。</p> <p>報告対象とする健康被害情報としては、指定された成分の摂取が疑われる死亡、重篤な疾病、特異的な症状等の情報を得た場合に報告を求めることを考えています。</p> <p>厚生労働省が行う健康被害情報に関する調査について、情報提供等に努めることになっている「その他の関係者」には、例えば、看護師や栄養士等の専門職種が含まれると考えており、委細は通知等で今後明確化したいと考えています。</p> <p>いずれにしても、指定に当たっては、薬事・食品衛生審議会等や食品安全委員会の意見を聴き、パブリックコメント等を行った上で告示により指定することで、適切に運用していきたいと考えています。</p>
79	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	<p>消費者から国民生活センターに直接届けられた被害情報について、リアルタイムに情報を把握できるような情報共有・連携の仕組みを構築していただきたい。</p>	<p>国民生活センター等に相談のあった被害情報については、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に登録されますが、当該情報は、厚生労働省においては、必要に応じ、消費者庁を通じて入手できる仕組みになっています。</p> <p>加えて、健康食品に関する食品衛生上の対応を検討するためには、因果関係を含め、科学的に評価できるだけの情報を得る必要があることから、国民生活センター等に寄せられた健康被害の相談については、実務的に最寄りの保健所等に連絡していただけることとなっています。</p> <p>厚生労働省としては、引き続き、健康食品に関する健康被害の情報を得た場合の調査等について、都道府県等との連携を図り、適切</p>

			に対応していきたいと考えています。
80	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	<p>現行の食品衛生法第6、7条では十分な対応がとれないケースが生じていることを踏まえ、製造管理(GMP)や原材料と製品の安全性確認の義務化、法的措置が必要である。</p> <p>※その他同様の意見が3件</p>	<p>御指摘のとおり、健康食品についてのこれまでの対応等を踏まえ、今回、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、健康被害情報の報告制度を設けるとともに、製造管理や原材料と製品の安全性確認を制度化(告示改正)し、健康被害の防止等を図っていきたくと考えています。</p>
81	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	<p>健康被害情報の収集に当たって、特別の注意を要する成分等を含む食品に限らず行われるべきである。</p> <p>※その他同様の意見が2件</p>	<p>今回、事業者に報告を義務づけるのは、特別の注意を必要とする成分等を含む食品に対してですが、それ以外の健康食品については、現行の通知に基づき、実行性を高めるための見直し等を行うこととしています。さらに、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に寄せられる食品全般に関する健康被害情報や医療関係団体等から情報を得るなど、引き続き関係省庁、関係団体と連携し、収集された情報の処理体制の強化を図っていく考えです。</p>
82	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	<p>健康被害情報の収集に当たって、医師・薬剤師等の専門家との協力連携が不可欠であり、医師会・薬剤師会等に周知徹底すべき。</p>	<p>健康被害情報を受けた行政側による必要な調査を速やかに行うことができるよう、診断した医師等の関係者に対し、健康被害情報の提供や調査への協力に努めることを規定することを考えています。引き続き、医師会、薬剤師会等に対する情報提供等を通じ、医師・薬剤師等の専門家との協力連携が図られるよう対応します。</p>

83	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	健康被害の防止の観点から、多数の被害発生情報を見る前に速やかに成分等を指定することが望まれ、このため国民生活センター、保健所、医師等からの情報を効率的に収集検討する仕組みの設置及びこれら情報を扱う機関との常時の連携が必要と考えられる。	今回、事業者に報告を義務づけるのは、特別の注意を必要とする成分等を含む食品に対してですが、それ以外の健康食品については、現行の通知に基づき実行性を高めるための見直し等を行うこととしています。さらに、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に寄せられる食品全般に関する健康被害情報や医療関係団体等から情報を得るなど、引き続き関係省庁、関係団体と連携し、収集された情報の処理体制の強化を図っていく考えです。
84	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	特別の注意を要する成分等を含む食品の指定に当たっては、過度で不必要な指定とならないよう、学識経験者、消費者だけでなく、関係業界の知見や意見を聴取して検討すべき。 ※その他同様の意見が1件	特別の注意を要する成分等を指定するに際しては、薬事・食品衛生審議会や内閣府食品安全委員会の意見を聴くほか、パブリックコメント等を通じて幅広く御意見をいただく機会を設けることとなります。また、候補となる成分等の検討過程においては、成分等に関する情報収集や実態把握のため、関係事業者等のヒアリング等を行うことも必要ではないかと考えています。
85	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	特別の注意を要する成分等を含む食品の指定に当たって、成分を広く捉えるとともに、健康被害情報やリスク情報を国内外問わず幅広く収集し、処理し、発信するため、研究機関や行政の体制強化を要望する。	厚生労働省としては、新たに導入する制度の適切な運用を含め、引き続き、健康食品の安全性確保のため、必要な体制を整備し、適切に対応したいと考えています。

86	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	「健康食品」の呼称については、本質に言及した定義はなく、国際的にも一般的でないため、関係省庁と協力の上、見直しに取り組むべき。	<p>「健康食品」と呼ばれるものについては、健康の保持や増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指すものとされており、法律上の定義はありません。</p> <p>一方、消費者が健康食品に対して医薬品のような効能効果があるかのような過大な期待を持つことが懸念されることから、呼称のみを検討するのではなく、関係省庁と連携し、消費者や事業者に対する情報発信や意見交換などリスクコミュニケーションを通じて、健康食品に関する正しい情報提供や普及啓発を行っていくことが重要であると考えています。</p>
87	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	緊急事態も想定されるので、厚生労働大臣が薬食審の意見を聴くことは、努力義務でもよいのではないかと。	<p>どのような成分等を指定していくかについては、健康被害情報や文献等を踏まえた科学的な観点で整理し、原則、薬事・食品衛生審議会や食品安全委員会において専門家の意見を聴くことが必要と考えております。</p>
88	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	特別の注意を要する成分等を含む食品の健康被害情報の収集は、予め、対象とする成分等を特定すべきではない。被害情報の収集の体制、システムは、広く集めることを前提にして組み立てるべきである。	<p>今回、事業者に報告を義務づけるのは、特別の注意を必要とする成分等を含む食品に対してですが、それ以外の健康食品については、現行の通知に基づき実行性を高めるための見直し等を行うこととしています。さらに、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に寄せられる食品全般に関する健康被害情報や医療関係団体等から情報を得るなど、引き続き関係省庁、関係団体と連携し、収集された情報の処理体制の強化を図っていく考えです。</p>

89	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	情報収集制度化が真に健康被害未然防止に資するように、事業者が報告すべき情報の明確な基準をQ&A等で示していただきたい。	報告する健康被害情報は、指定する成分との摂取が疑われる死亡、重篤な疾病、特異的な症状等の情報を得た場合に報告を求めることを考えていますが、報告すべき対象範囲、方法、内容、報告様式などについては、今後検討することとなる政省令や通知などにおいて示していきたいと考えています。
90	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	健康食品被害防止は、GMP規制だけでなく、医薬品と誤認させるような宣伝文句や、法規定されていない表示についても積極的に取り締まるべき。 ※その他同様の意見2件	健康増進法や食品表示法に基づく広告や表示規制については、消費者庁が所管官庁として対応しています。 御意見については、消費者庁にお伝えします。
91	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	健康食品の製造者や販売者の把握が可能となるよう、「営業許可制度、届出制度」の範囲に含めるべき。 ※その他同様の意見2件	今回の食品衛生規制の見直しにおいては、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設を行うこととしており、その中で健康食品の販売・製造事業者についての取扱いも検討することとしています。

92	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	成分等を指定する場合は、その検査方法についても示していただきたい。	食品等事業者は、食品衛生法第3条に定める責務規定として、販売等する食品等の安全性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。使用する指定成分等の定量分析の情報は、販売する製品の製造・品質管理に必要なものであり、当該製品の安全確保に責任を有する事業者は把握すべきものと考えます。しかしながら、国としても、定量分析に関する知見などの収集については、できる限り、支援していきたいと考えています。
93	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	情報提供等に当たって、個人情報保護法の適用除外による円滑な調査を図る規定を置こうとしているのか明確にされたい。	個人情報の利用目的による制限及び第三者提供の制限に関する法令に基づく適用除外については、既に個人情報保護法第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号において、それぞれ規定が設けられています。運用上の留意点に関しては、今後、通知等で示します。
94	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	消費者安全法に基づく行政機関から消費者庁への通知、食品衛生法に基づく管理運営基準条例に基づく事業者から保健所への報告、食品表示法や健康増進法の関連通知、ガイドラインに基づく健康食品事業者から消費者庁への報告、との重複や整合性について十分な調整を図るべき。	健康被害情報の届出方法に関しては、省令事項であり、今後検討していくこととなりますが、事業者に対して二重報告による負担を生じさせることがないように、消費者庁と調整することとしています。

95	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	いわゆる健康食品による健康被害情報は通知により任意で情報収集を行うとあるが、不十分ではないか。健康食品についても法定化すべきである。	<p>多種多様な食品が流通する中で、規制の合理性の観点から、報告義務を課す範囲は限定する必要があると考え、特別の注意を必要とする成分等を含む食品に範囲を絞ったものです。</p> <p>特別の注意を必要とする成分等を含む食品以外の健康食品については、現行の健康被害情報の報告に関する通知の見直し、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に寄せられた健康被害情報の入手や医療関係団体等から提供された情報等の収集体制の強化を図ることで対応する予定です。</p>
96	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	<p>基本的に改正内容に賛成するが、トクホ、機能性表示食品を含めた健康食品の制度自体の見直しを消費者庁と協議して進めていくべき。</p> <p>※その他同様の意見が1件</p>	御意見として参考とさせていただきます。
97	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	特別の注意を要する成分等の摂取と実際の健康被害発生との因果関係が不明確であるケースも多いので、指定するのは困難ではないか。それよりも、いわゆる健康食品について、消費者から事業者へ届いたクレームを年1回に症状ごとにまとめて厚生労働省に報告することを義務づける方がいいのではない	特別の注意を必要とする成分等の指定については、その成分等の特性について個別具体的に科学的な検討を行っていくものであり、薬事・食品衛生審議会や食品安全委員会の意見を聴き、パブリックコメント等を通じて幅広く意見を聴いた上で行うことを考えています。健康被害情報については、その内容により迅速な対応が求められるものもあることから、御指摘のように年1回にまとめて報告することは適当ではないと考えます。

		か。	
98	③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集	健康被害が報告される件数はごく僅かであることをから、速やかに把握、対応するため、都道府県等を通ずることなく、直接厚生労働省に報告すべきではないか。	特別の注意を必要とする成分等を含む食品に関する健康被害情報の報告については、日頃から製造や販売等を行う営業者に対する監視指導を都道府県等が実施していること、必要な事業者等に対する調査は都道府県等を通じて行うこととなることから、都道府県等を通じて報告する仕組みとしています。
99	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	器具・容器包装の適合性を事業者が科学的に検証することは困難であるため、供給側の各過程において、情報伝達が徹底されるべき。 ※その他同様の意見が5件	ポジティブリスト収載物質に関する必要な情報が、事業者間で伝達される仕組みは必要と考えています。具体的には、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」で検討することとしており、御意見についてはその参考とさせていただきます。
100	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	情報伝達を徹底するため、情報の記載内容に統一性を持たせるなど、情報収集に複雑な作業が伴わない管理可能な仕組みが必要である。また、現在民間が運用している確認証明制度が引き続き活用できるよう配慮されたい。 ※その他同様の意見が10件	

101	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	適正製造規範の遵守の法定化に当たって、既に業界に存在する衛生管理自主基準の的確性を判断する材料となっている「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針(ガイドライン)」と大きく方針が変わることはあるのか。また、当該方針は行政が判断することになるのか。	<p>適正製造規範(GMP)の制度化に当たっては、「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針(ガイドライン)」及び業界団体で運用されている食品用器具・容器包装の製造に関する基準の内容を踏まえて検討し、関係審議会等での議論を踏まえて成案化する予定としています。</p> <p>食品用器具・容器包装の原材料製造者は食品衛生法の対象範囲に含まれないことから、適正製造管理規範を適用しない方向で検討しています。</p>
102	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	適正製造管理規範を遵守しなければならないのは、食品用器具・容器包装を生産する製造者に限定し、原材料の製造者まで広げる必要はないと考える。	
103	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	家電のように、多くの部品を組み合わせている場合、関連する事業者が多岐にわたるため、適正製造規範(GMP)の遵守が過度な負担にならないよう配慮されたい。	<p>適正製造規範(GMP)の制度化に当たっては、「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針(ガイドライン)」及び業界団体で運用されている食品用器具・容器包装の製造に関する基準の内容を踏まえて検討し、関係審議会等での議論を踏まえて成案化する予定としています。</p>

104	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	<p>器具・容器包装の原材料の製造者が、提供する情報も、規格・基準の適合情報と明記し、それを努力義務ではなく明確な義務としていただきたい。</p> <p>器具・容器包装の製造者や販売者に対して、それを使用する事業者へ適合情報の提供が義務であることと整合させる必要がある。</p> <p>※その他同様の意見が7件</p>	<p>事業者間の情報伝達については、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」で検討することとしています。なお、食品用器具・容器包装の原材料製造者は食品衛生法の対象範囲に含まれていないものの、情報提供が適法性を確認する上で必要であることから、努力義務を規定することを検討しています。</p>
105	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	<p>輸入品に使用されている原材料が規格基準に適合しているかどうかの情報提供について、輸入業者にも情報提供の義務を課すべきである。</p>	<p>食品用器具・容器包装の輸入者には、情報提供の義務を規定することを検討しています。</p>
106	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	<p>器具・容器包装の製造者や販売者の把握が可能となるよう、届出制等のシステムを構築し、届出の義務付け、更新制等現状を的確に把握できるようすべき。</p>	<p>平成29年6月に公表した「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会(取りまとめ)」において、食品用器具・容器包装の製造事業者を把握するため、届出等の仕組みが必要と提言されています。営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設の検討と併せて、具体的な方法等について検討を行います。</p>

107	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	<p>法改正以降、制度の具体的運用のための政省令の制定等に当たっては、パブリックコメントを実施するとともに、ステークホルダーからの意見聴取、十分な猶予期間の設定等に配慮されたい。</p> <p>※その他同様の意見が10件</p>	<p>法改正に関連する政省令については、パブリックコメント等の意見聴取を行うとともに、施行に向けて制度改正の周知に努めます。</p>
108	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	<p>遅くとも2018年度中には容器包装のポジティブリストを法制化すべき。</p>	<p>今回の改正案では、ポジティブリスト制度の導入を改正法案の公布後2年以内とするとともに、施行日時点で製造等されている食品用器具及び容器包装については、施行日以降であっても引き続き使用できることとしています。</p>
109	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	<p>2020年の東京オリンピック、パラリンピックまでに制度導入を図るのであれば、あまりにも時間が足りないのではないか。業界自主基準を活用すれば、フリーライダーと言われても仕方がないが、その指摘をどう受け止めるのか。</p>	<p>ポジティブリスト制度の導入に向けた検討に当たっては、国内外の制度や知見等を最大限活用することとしており、効果的かつ効率的な制度の構築を検討していますが、リスト収載物質の検討において一定要件の設定をはじめとして、安全性の評価は必要であると考えています。</p>

110	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	<p>対象となる合成樹脂等には、熱硬化性樹脂や紙、ゴムを含むのか、あるいは将来含むものかについて教示されたい。</p> <p>※その他同様の意見が6件</p>	<p>食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度は、まず、合成樹脂を対象に導入の検討を行っており、紙、ゴム等その他の材質を対象としていませんが、それらについても、リスクの程度や諸外国の状況等を踏まえ、ポジティブリスト制度の必要性の検討を行います。</p>
111	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	<p>樹脂のポジティブリストの対象は食品に直接接触する材料に限定すべき。</p>	<p>ポジティブリスト制度の技術的事項については、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」で検討することとしています。なお、多層からなる合成樹脂の製品において食品に接触する部分以外の層についても、使用物質が溶出・浸出して食品に混和するおそれがある場合には、ポジティブリスト制度の対象とすべきである旨、平成29年6月に公表した「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会(取りまとめ)」で提言されています。</p>
112	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	<p>既に世の中一般的に使用されている物質や3衛協に登録されている物質については、安全衛生上の問題は起きておらず実質的に安全な物質であるため、法施行後も引き続き使用できるようにしていただきたい。</p> <p>※その他同様の意見が8件</p>	<p>既に食品用器具・容器包装の製造に使用されている物質は、一定の要件を満たした場合には、引き続き使用することが可能となるよう検討を行っています。今後、法改正に関連する政省令等において、ポジティブリストの対象となる具体的な物質を示し、施行までに十分に周知します。</p>

113	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	現在使用されているが、ポジティブリスト制度の対象外となったものについては、これまでの使用実績を踏まえ、現行ルール(告示370号等)での運用をお願いしたい。	ポジティブリスト制度は、リストに記載されている物質以外は使用を原則禁止するという仕組みです。既に食品用器具・容器包装の製造に使用されている物質は、一定の要件を満たした場合には、引き続き使用することが可能となるよう検討を行っています。なお、現行の規格基準は、食品用器具・容器包装の材質等に応じた個別の衛生管理項目であることから、原則維持することとしています。
114	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	三衛協ポジティブリスト制度に記載されているにもかかわらず、対象外となった物質については、情報収集の期間に応じた段階的な猶予期間を設けていただきたい。	既に食品用器具・容器包装の製造に使用されている物質は、一定の要件を満たした場合には、引き続き使用することが可能となるよう検討を行っています。今後、法改正に関連する省令等において、ポジティブリストの対象となる具体的な物質を示し、施行までに十分に周知します。
115	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	他国のポジティブリスト制度で使用が認められている合成樹脂材料が、日本で認められない場合、競争力の観点から不利になりかねない。他国のポジティブリスト制度で認可されたものは、日本でも認めるよう運用に配慮されたい。	ポジティブリストの対象となる具体的な物質については、国際的な整合性を踏まえて検討します。

116	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	ポジティブリスト化を踏まえ、優先順位をつけてリスク評価・リスク管理を着実に進めていくべき。	食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度は、まず、合成樹脂を対象に導入の検討を行っておりますが、その他の材質についても、リスクの程度や諸外国の状況等を踏まえ、ポジティブリスト制度の必要性の検討を行います。
117	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	食品衛生法改正懇談会の報告書によると、ポジティブリスト制度の対象の検討については、「業界団体の取組」を踏まえて検討したとあるが、具体的にどのような団体であるのか。	平成 28 年より公開で開催された「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」において複数の事業者団体より取組について御説明をいただきました。その内容及び資料等については、ホームページで公表していますので、御参照ください(参考： http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin.html?tid=373979)。また、検討会終了後も関係事業者団体との意見交換を実施しており、引き続き、政省令に関する具体的事項の検討においても、意見交換を続けます。
118	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	ポジティブリスト制度の対象については、どのような過程を経て検討、決定されるのか。食品衛生法改正懇談会では、食品包装・容器業界の関係者がおらず、小規模事業者の意見が汲み取られないことを懸念している。 ※その他同様の意見が3件	平成 28 年より公開で開催された「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」で議論を行い、平成 29 年 6 月に公表した“取りまとめ”において、食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度の導入が提言されました。現在、制度導入に当たっての技術的課題について、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」を設置し、公開での検討を進めています。また、規格基準は、食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会における審議を経て策定されます。今後、規格基準の策定に当たっては、引き続き関係事業者等に十分周知していく予定です。

119	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	食品用器具・容器包装の衛生規制を国際整合性のあるものに整備するべく、ポジティブリスト化を促進すべき。	ポジティブリストの対象となる具体的な物質については、国際的な整合性を踏まえて検討します。
120	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	ポジティブリストの対象について、当面は熱可塑性樹脂及び業界自主基準で制度の運用を開始することか。国際的な整合性が取れないのではないのか。	食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度は、まず、合成樹脂を対象に導入の検討を行っていますが、その他の材質についても、リスクの程度や諸外国の状況等を踏まえ、ポジティブリスト制度の必要性の検討を行います。
121	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	割烹着や調理家電を含む器具に対する制度はないため、欧米等との整合性が取らなくなるおそれがあるため、その他の項目も含めて規格基準全体を国際整合的なものにすべき。	ポジティブリスト制度の国際整合性を含む技術的事項については、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」で検討することとしています。なお、調理家電製品について、食品に接触する部分については、その用途や食品への接触状況を踏まえて個別具体的に該当性を判断することになります。
122	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	海外から原材料を入手する場合、海外の規格に適合する物質であることを確認できたとしても、日本の基準に適合しているかを確認することは困難。米国やEUのポジティブリスト制度に適合していることが	国内に流通する食品用器具・容器包装の安全性確保の観点から、日本のポジティブリスト制度に適合することが必要となります。なお、ポジティブリストの対象となる具体的な物質等については、国際的な整合性を踏まえて検討します。

		確認できれば日本の規格基準に適合していると判断してよいか。	
123	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	今回の規制で合法とされた合成樹脂については、海外法規においても合法となるよう、相互認証や国際統一基準の制定に向けて取り組んでいただきたい。	食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度の検討は、国際整合性を考慮して行っているところであり、相互認証等については、国内外の状況や関係者の意見等の把握に努めます。
124	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	食品衛生法上の添加物とは、食品添加物、米国では直接食品添加物と同義であり、米国における間接食品添加物に該当する用語はない。国際整合性を踏まえた用語の定義を整備していただきたい。	ポジティブリスト制度については、国際的な整合性を踏まえて検討します。
125	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	輸入業者の非関税障壁、国際競争力の低下をもたらさないよう、国際的に相互で認証できるようにされたい。	食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度の検討は、国際整合性を考慮して行っているところであり、相互認証等については、国内外の状況や関係者の意見等の把握に努めます。

126	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	ポジティブリスト制度の導入・維持には、安全性確認のために膨大な費用・時間・マンパワーが必要だが、国としては、そのための予算や研究人員等を確保できるのか。	食品用器具・容器包装の安全性確保のため、所要の予算確保等を図りつつ、ポジティブリスト制度の導入及び維持に努めます。 厚生労働省では従来よりポジティブリスト制度の導入を進めてきたところであり、既に、添加物、農薬・飼料添加物・動物用医薬品について導入を行ったことから、今般、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度の導入について検討を行っているものです。
127	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	ポジティブリスト制度の導入が先進国の中でこれほど遅れたのは何故か。その責任は一体どこにあるのか。	
128	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	ポジティブリスト制度は、農薬等のポジティブリスト制度と同様ということか。	食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度については、リストに記載されている物質以外は使用を原則禁止するという仕組みであり、御指摘の残留農薬等のポジティブリスト制度と考え方は同様です。なお、ポジティブリスト制度の技術的事項については、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」で検討することとしています。
129	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	ポジティブリスト制度では、容器包装の原材料のみに規制をかけるものか。	ポジティブリスト制度は、合成樹脂を対象に導入することとしており、その原材料をリスト化することを考えています。制度を運用する上で必要となる適正製造規範の策定や同規範に伴う情報提供義務等も検討しています。なお、現行の食品衛生法に基づく規制は原則維持することも考えています。

130	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	米欧のポジティブリスト制度について、リスク管理方法(溶出量管理と添加量管理)に関するEU方式(溶出量管理)は、ポジティブリスト適合性確認とその情報の事業者間伝達において各事業者の負担(費用、労力、時間)が大きく、管理運用が困難なものになる可能性が高いと思われる。我が国の三衛生協議会が設けている自主基準はおおむね米国方式に準じた方式(添加量管理)であるため、従来の仕組みの延長で制度設計すべき。	ポジティブリスト制度の技術的事項については、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」で検討することとしており、御意見についてはその参考とさせていただきます。
131	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	ポジティブリスト方式の規制の導入により事業者にとってメリットを伴う規制(例えば、衛生的な製品であるとの説明手段が増える)にするなどの適切な規制スキームと、適切な規制導入シナリオの設定、公表により、全材質でのPL方式による規制が普及するまでの間に市場をゆがませない措置が必要。	施行までに制度改正に関して十分に協議するとともに周知します。また、ポジティブリスト制度の技術的事項については、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」にて検討することとしています。

132	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	ポジティブリスト制度の基準については、関係団体との連携を図りながら積極的に協力させていただきたい。	御意見ありがとうございます。今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」及びその他の機会を通じて、関係事業者等の意見を聴くことを検討しています。
133	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	個別に面談の機会をいただければ、背景・理由も含めて要望内容の詳細を直接お伝えさせていただく。	施行までに制度改正に関して十分に協議するとともに周知します。また、ポジティブリスト制度の技術的事項については、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」にて検討することとしています。
134	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	食品ロスの削減等の社会課題に対応するため「アクティブ包装研究会」の立ち上げを予定しており、本件に関する意見・要望等をお伝えしたいと考えている。	御意見ありがとうございます。今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」及びその他の機会を通じて、関係事業者等の意見を聴くことを検討しています。
135	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	食品用ラップなどに使用される物質については、ポジティブリスト制度の中で規格試験を強化し、溶出物等の総量規制を制度化されたい。	<p>ポジティブリスト制度の技術的事項については、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」で検討することとしており、御意見についてはその参考とさせていただきます。</p> <p>ポジティブリスト制度の導入に向けた検討に当たっては、従来の業界の自主的取組を含めた国内外の制度や知見等を最大限活用することとしており、効果的かつ効率的な制度の構築を検討していること</p>

136	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	規格を定めるに当たって、従来の業界基準の実績を考慮すべきである。	ろですが、リスト収載物質の検討において一定要件の設定をはじめとして、安全性の評価は必要であると考えています。
137	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	合成樹脂とプラスチックの言葉の使い分けを整理されたい。食品衛生法では合成樹脂と記載されているが、使用済み品からの再生プラスチックを食品用容器包装の使用する場合の指針では、プラスチックという用語のみが使用され、合成樹脂との記載は全くない。	合成樹脂とプラスチックは同義と考えていますが、今後は告示等の記述を踏まえ合成樹脂に整理することとします。
138	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	技術検討会の論点となっている、アクティブ材料、インテリジェント材料及びナノ物質の取扱いについて、海外法規との整合性も踏まえ、御検討いただきたい。 ※その他同様の意見が3件	ポジティブリスト制度の技術的事項については、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」で検討することとしており、御意見についてはその参考とさせていただきます。

139	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	リサイクル材が採用できなくなると、リサイクル材であっても、情報伝達の仕組みが担保できるように十分に検討を行っていただきたい。	再生材料を使用した容器包装等については、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」において検討することとしています。
140	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	容器包装材を海外より輸入する比率が高い事業所等が不利な内容にならないよう配慮されたい。	国内に流通する食品用器具・容器包装の安全性確保の観点から、輸入製品及び国内製品共に同様な取扱いが必要と認識しています。
141	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	海外からの食品、食品用器具・容器包装にも適当できる法改正にすべきである。	再生材料を使用した容器包装等については、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」において検討することとしています。
142	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	海外メーカーから素材や部品を購入している事業者も多いが、調達先の海外メーカーが情報提供を行ってくれるか懸案がある。改正内容については、海外に対しても十分周知等(改正内容を英語、中国語、	改正内容については、WTO 通報を行うとともに厚生労働省のホームページで検討会報告書の英訳を掲載しています。また、今後、海外を含め容器包装に関する会議等の機会や在京大使館への説明等を通じ周知を行うこととしています。 「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針(ガイドライン)」を踏まえ、情報伝達が可能な体制の構築につい

		<p>韓国語等でも紹介、海外の事業者団体へ通知、セミナーの実施等)を行って欲しい。</p> <p>※その他同様の意見が1件</p>	<p>て、輸入者に対して指導します。また、施行までに制度改正に関して関係事業者十分に周知します。</p>
143	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	<p>海外の原材料の製造者に対して、情報提供義務の実効性も確実に確保できるようにしていただきたい。</p>	
144	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	<p>軟包材化工業では、現状、価格が安価であることが重視されている傾向にあり、安全、衛生面が二の次になっており、必要な設備や人材確保、やるべき管理がなされていない場合もある。今回の改正により、健全な食品の流通にシフトしていくことを要望する。</p>	<p>御指摘の内容については、リスクコミュニケーション等の意見交換を通じ、関係事業者間の意識の共有を醸成すべきものと考えます。</p>

145	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	告示370号で個別規格が未だに定められていない合成樹脂や添加剤が危険であると誤解されるおそれがあると危惧している。海外を含めた社会に間違ったメッセージとならないようにすべき。	施行に向けて制度改正に関する正確な情報の周知に努めます。
146	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	ポジティブリストへの移行について、制度の変更点、適正の有無等、中小企業でもわかるよう説明会の実施等情報伝達の工夫をされたい。 ※その他同様の意見が1件	施行までに制度改正に関して十分に協議及び周知することとしており、御意見についてはその参考とさせていただきます。
147	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	ポジティブリストの制度化に当たっては、利用実態に十分把握した上で、容器包装を利用する事業者に影響が出ないようにすべき。 ※その他同様の意見が2件	施行までに制度改正に関して十分に協議及び周知してまいります。また、法改正に関連する政省令については、パブリックコメント等の意見聴取を行うとともに、施行に向けて制度改正の周知に努めます。また、ポジティブリスト制度の技術的事項については、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」で検討することとしております。

148	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	<p>ポジティブリスト制度を永続的にするためには、新しい素材や材料が登場したときの分析評価・審査を国が責任をもって行う仕組みが必要と考えるが、どのようなプランか。</p>	<p>ポジティブリスト制度は食品衛生法の規格として位置づけることを検討しており、その場合、食品安全基本法に基づく内閣府食品安全委員会におけるリスク評価及び食品衛生法に基づく厚生労働省における薬事・食品衛生審議会での審議が行われることとなります。</p>
149	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	<p>「人の健康を損なうおそれがない場合を除き、合成樹脂等を対象として、規格が定められていない原材料を使用した器具・容器包装を販売等してはならないこととする」との記載の「人の健康を損なうおそれがない場合」について、具体例を明確に規定していただきたい。</p> <p>※その他同様の意見が1件</p>	<p>「人の健康を損なうおそれがない場合」とは、例えば、食品に直接接触せず、溶出等のおそれがないといった場合が考えられますが、具体的な内容については、さらに技術的な検討が必要であり、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」で検討することとしています。</p>
150	④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	<p>ポジティブリスト制度はリスク評価を行う食品安全委員会での検討が必要であり、その内容は公表されるべき。</p> <p>※その他同様の意見が2件</p>	<p>御意言については食品安全委員会にお伝えします。</p>

151	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	ポジティブリスト制度の収載物質の収載基準とその審査方法については、緩すぎれば安全性に問題が発生し、厳しすぎると時間、経費が過大になる点に留意されたい。	御意見は今後、ポジティブリストを作成する際の参考とさせていただきます。
152	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	骨子案には第三者機関の活用の記述がないが、これまでの合成樹脂製容器包装の衛生が法規制に加えて業界団体によって維持されてきたことを考えれば、この分野で業界団体が機能し衛生実現に貢献できるよう、法規制周辺の制度設計をお願いしたい。	第三者機関は、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」においてその在り方について検討することとしております。
153	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	容器包装の表示基準についても、併せて整備すべきである。情報提供しなければならない義務には、表示についても含まれるべきである。	御意見については消費者庁にお伝えします。

154	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	不可食のケーキの飾りやバラが食品用器具としての規制対象外であるため、規制の対象とすべき。	食品衛生法第4条では、器具とは「飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。」とされています。不可食のケーキの飾りやバラについては、その用途や食品への接触状況を踏まえて個別具体的に該当性を判断することになります。
155	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	平成30年1月16日の食品衛生分科会において、電子レンジの加熱によって包材の安全性が確保されるようにすべきとの委員の意見に対して、検討する旨の回答があったが、今後、食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術的検討会において議論されることになるのか。	食品用器具・容器包装に用いられる物質の安全性は、ポジティブリスト収載時に電子レンジによる加熱の可否も含めて確認されることとなります。
156	④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	ポジティブリスト制度の対象外となる「人の健康を損なうおそれがない場合」として、家庭用浄水器が含まれるものか。家庭用浄水器は、末端給水用具に該当するが、「給水装置の構造及び材質の基準」に関する法令上の基準を満たしているため、安全性は担保されていると考	食品衛生法第4条では、器具とは「飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。」とされています。器具について、食品に接触する部分に使用された合成樹脂についてはポジティブリスト制度の対象にすることを予定しています。なお、具体的には、今後、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」で検討することとしています。

		えている。	
157	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	原則全ての製造業を許可業種とすべき。	<p>営業許可の対象業種については、今後、政令改正に向けて検討することとしています。御意見は、今後の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
158	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	<p>許可業種の範囲の選定に当たっては、業種の特性を踏まえ、細かいところまで十分配慮したものとされるべき。</p> <p>※その他同様の意見が3件</p>	
159	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	<p>現在営業許可の対象となっていない業種について、新たに営業許可又は届出の対象となる場合、食品事業者の特性や衛生リスクの発生状況等を勘案して、過度な規制にならないよう、十分配慮すべき。</p>	

160	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	営業許可の見直し、届出制度の創設に当たっては、業種業態の特性、本部と店舗の機能分担に十分留意されたい。
161	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	現行の34許可業種についても、改めて見直しを行ってほしい。
162	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	営業許可業種について、既存許可業種は残し、不足業種を追加すべき。 ※その他同様の意見が1件
163	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	販売業であっても、食肉販売業など厳密な温度管理等が必要なものがあるため、全てを届出制とせず、リスクに応じた整理を行われたい。

164	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	<p>許可業種と届出業種の整理に当たっては、公衆衛生に与える影響(エビデンス)を明確に規定するとともに、HACCPの対象業種との整合を図るべき。</p> <p>※その他同様の意見が1件</p>	
165	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	<p>許可業種の見直しに当たっては、食品衛生管理者が必要な業種についても、リスクに応じた整理を行われたい。</p>	
166	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	<p>営業許可の見直しに当たって、許可区分を見直すことについてのリスクが検討されていないのではないか。</p>	
167	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	<p>許可、届出の対象について、明確化すべき。</p> <p>※その他同様の意見が3件</p>	<p>営業許可制度については、これまでも飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業について課してきた制度であり、今般の見直しについてもこの考え方に変更はありません。他方、届出制度については、今般のHACCPに沿った衛生管理の制度化において許可対象業種以外の営業者についても行政が把握する必要がある</p>

			<p>ため、新たに設ける制度です。したがって常温で保存可能な包装済み食品のみを販売する営業といった公衆衛生に与える影響が低いと考えられる業種については、HACCPに沿った衛生管理を求めず、許可又は届出の対象としない方向で検討します。なお、農業及び水産業における食品の採取業については、食品衛生法上、従来より営業から除外されていますので、従前どおり、許可又は届出の対象になりません。</p> <p>いずれにしても、届出の対象とする業種については、今後、営業許可業種の見直しと併せて、今後、検討することとしています。</p>
168	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	<p>営業許可制度の見直しに当たっては、全国的に統一する一方で、各自治体の特性に考慮したものである必要がある。</p> <p>※その他同様の意見が3件</p>	<p>許可の基準が各都道府県等で合理的な理由なく異なっており事業者の負担になっている、との指摘を踏まえて、許可対象業種の区分を見直すとともに、現在、条例で定めている施設基準については全国統一的に、省令で参酌基準を示すこととしています。</p> <p>一方、省令で参酌基準を規定した場合においても、地域の特性等を考慮し、合理的な理由のあるものについて、これまで同様に条例で基準を設けることを妨げるものではありません。</p>
169	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	<p>営業許可基準について、国は最低基準を示すことにとどめ、見直し後の業種についても、条例で基準を定めることができるようにすべき。また、その裁量範囲を示されたい。</p> <p>※その他同様の意見が1件</p>	

170	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	<p>許可基準について、都道府県ごとに要件が異なるため、国が統一的な基準を示すべき。</p> <p>※その他同様の意見が16件</p>	
171	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	<p>許可業種の集約化により、監視指導が大まかにならないよう、重要な危害のあるものを扱う施設は、個別の許可基準を設けるべき。</p> <p>※その他同様の意見が1件</p>	<p>営業許可の対象業種については、今後、政令改正に向けて検討することとしていますが、見直しに関する業種の区分等については、衛生管理に支障のないよう検討します。</p>
172	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	<p>経過措置期間については、条例改正等の手続を踏まえ、最低でも5年とすべき。</p> <p>※その他同様の意見が3件</p>	<p>営業許可制度及び届出制度については、公布日から3年以内に政令で定める日に施行することを予定しています。また、制度の円滑な導入が可能となるよう許可の基準については、省令で参酌基準を定めることとしているほか、許可の申請の項目及び届出の事項も含めて、検討することとしており、条例改正等の手続に必要な情報はできる限り速やかに発信していくこととしています。</p>
173	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	<p>一施設で複数の営業許可の取得が必要となっているため、可能な限り大きく整理すべき。</p> <p>※その他同様の意見が7件</p>	<p>営業許可の対象業種については、今後、政令改正にむけて検討することとしていますが、見直しに当たっては、一つの施設に対して複数許可を要している現状も指摘されていることから、できる限り営業実態を踏まえた区分になるよう検討します。</p>

174	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	届出事項は必要最小限とし、電子申請・届出システムを活用するなど、簡便な手続の仕組みを構築するべき。 ※その他同様の意見が3件	地方自治体や事業者の業務負担を軽減する観点から、申請・届出における行政手続の電子化を検討しています。電子化に当たっては、地方自治体及び事業者等の御意見を踏まえ、届出事項も含めて検討することとしています。
175	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	特別の注意を要する成分等を含む食品の製造、販売等の実態を迅速に把握するため、「いわゆる健康食品」を取り扱う事業者の実態が把握できるような営業許可、届出制度とするべき。	公衆衛生に与える影響が低いと考えられる業種等については、営業許可又は届出の対象としない方向で検討しています。なお、健康食品を取り扱う事業者についても、公衆衛生に与える影響等に鑑み、今後、政令改正に向けて検討することとしています。
176	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	継続して一定量以上輸入する場合は、輸入先の海外の工場等も届出の対象にすべきではないか。	海外の事業者に対して国内事業者と同様に食品衛生法に基づく届出制を適用することは困難ですが、輸入食品に関しては、現在においても、食品衛生法第27条に基づき、製造工場も含めた輸入の都度の届出が輸入者に義務づけられています。
177	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	HACCPの制度化に当たって、新たに営業許可を得る場合には、許可時の添付資料として、衛生管理計画の添付を義務づけるべき。	HACCPの制度化は、ソフト面の衛生管理として、事業者が自ら取り組む衛生管理計画の作成を求めるものです。営業許可は、営業開始前に確認すべき施設の基準であることから、衛生管理計画に関する事を営業許可時の要件とすることは困難と考えています。ただし、食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の実施状況については、地方自治体の食品衛生監視員による定期的な立入検査や営業許可の更新時等の機会を通じて、衛生管理計画の作成指導、内容や実

			施状況の検証等を行うこととしています。
178	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	営業許可時に、食品衛生管理者のように、食品衛生責任者を許可申請時の添付書類として義務づけるべき。	営業許可制度の見直しに関しては、その申請の項目も含めて、検討することとしています。
179	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	営業許可制度を見直した結果、統廃合又は新設された場合で、変更が必要な場合は、速やかに申請を求めるのではなく、更新時に変更することで足りるようにすべき。	改正法の施行の際に、既に営業許可を有している場合には、改正後の許可を受けたものとみなすことを予定しており、また、当該許可の残存期間中は有効とすることを予定しています。また、制度の円滑な導入が可能となるよう、関係者の意見等を十分踏まえながら、必要な経過措置を設けることを検討しています。
180	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	届出制度の創出により、届出制度のない自治体の業務量が激増する。病院薬剤師のように、自治体の人員確保について、配置基準を法に盛り込むべき。	地方自治体の人員配置について規制を設けることは困難と考えていますが、地方自治体や事業者の業務負担を軽減する観点から、申請・届出における行政手続の電子化を検討するとともに、地方交付税措置などについても検討してまいります。
181	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」には、「施設内では動物を飼育しないこと」と明記されているにもかかわらず、自治体の条例でこの部分が削除されていることにより、店内で動物を常時飼育する形態での	御指摘の「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」については、HACCPの制度化により省令等で示すこととしているため、その内容については、十分に検討していきたいと考えています。 なお、営業許可制度については食品衛生法第51条に定める施設基準を要件としており、管理運営の基準に関しましては、営業許可の要件ではありません。

		<p>カフェ・レストランにも営業許可が出ているが、食中毒等のリスクがあると考えているため、営業許可を出さないよう改正すべき。</p> <p>※その他同様の意見が2件</p>	
182	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	届出制度の創出に当たっては、届出の義務に加え、更新制等現状を的確に把握できるようにすべき。	営業の届出に関しては、対象の事業者が届け出なければならない規定若しくは届出した事項に変更が生じた時又は届出した営業を廃止した時は、速やかに届け出なければならないことを考えています。
183	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	届出制度について、変更や廃業の届出が適切に行われる制度にされたい。	
184	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	自動車での営業形態については、広域なエリアで営業する業態であるため、その許可基準について参酌できる基準を省令で定められたい。	許可の基準が各都道府県等で合理的な理由がなく異なっており事業者の負担になっている、との指摘を踏まえて、許可対象業種の区分の見直しとともに、現在、条例で定めている施設基準についても見直しを行い、省令で参酌基準を示すことを検討しています。

185	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	許可業種の見直しに併せて、製造、加工、販売、調理等の定義を明確にし、施設基準との整合性をわかりやすく整理すべき。	<p>近年の食品の製造・加工、流通の形態が多様化する中で、許可対象業種については、昭和47年から見直されておらず、現状の営業実態から乖離のある場合があり、実態に応じたわかりやすい仕組みを構築できるよう、今後、政令改正にむけて検討することとしています。</p> <p>また、施設の基準についても許可対象業種の区分の見直しとともに、現在、条例で定めている施設基準についても見直しを行い、省令で参酌基準を示すことを検討しています。</p>
186	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	これまで条例で定めていた基準を国で定めるとするのは、地方自治の推進に逆行するものである。	<p>許可の基準が各都道府県等で合理的な理由がなく異なっており事業者の負担になっている、との指摘を踏まえて、許可対象業種の区分の見直しとともに、現在、条例で定めている施設基準についても見直しを行い、省令で参酌基準を示すことを検討しています。</p> <p>一方、省令で参酌基準を規定した場合においても、地域の特性等を考慮し、合理的な理由のある場合には、条例で基準を設けることを妨げるものではありません。</p>
187	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	営業者が許可基準等について疑義照会をしようとする場合、これまで条例に基づいて自治体が回答できたが、省令に基づく基準となれば、国にその都度照会が必要となる。疑義照会に対する国の回答は速やかといい難く、営業者の負担になるのではないか。	<p>許可の基準については、厚生労働省令に定める基準を参酌した上で、各地方自治体の条例で定めることを予定しており、直ちに営業者に負担が出るものとは考えていません。いずれにしても、省令で示す基準については、明確なものとなるよう、検討を進めてまいります。</p>

188	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	届出の有無を誰もが容易に判別できるよう、済票等を交付するなどしてほしい。	制度化に当たっては、申請・届出等の行政手続きの電子化を検討しており、届出の有無を判別できるような仕組みについてもシステムの運用で補えるよう検討します。
189	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	自治体に新たな負担増を強いる場合には、国が経費負担策を講ずること。(届出に済票等を交付するなど手数料を徴収できるようにし、台帳管理や運用費用を確保できるように。)	<p>地方自治体や事業者の業務負担を軽減する観点から、申請・届出における行政手続きの電子化を検討しています。電子化に当たっては、地方自治体の御意見も踏まえながら開発を進めることとしています。</p> <p>また、負担額については、可能な限り地方負担軽減を図ることができるよう地方交付税などの措置も併せて検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、営業許可制度に関しては自治事務であるため、今般の見直しにおいて事務の負担増となる場合においては、妥当となる手数料等の試算方法を地方自治体で検討いただきたいと考えています。</p>
190	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	衛生上危害が大きい露店営業の扱いが自治体によってばらばらである。国は露店の問題を避けずに、参酌すべき基準と業の範囲の統一化、明確化に取り組むべき。	許可の基準が各都道府県等で合理的な理由がなく異なっており事業者の負担になっている、との指摘を踏まえて、許可対象業種の区分の見直しとともに、現在、条例で定めている施設基準についても見直しを行い、省令で参酌基準を示すことを検討しています。

191	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	許可と届出制度が混在すると管理の手間がかかるのではないかと。現行で許可を求めている製造業等の把握は困難で、業種を何種類も設定すると混乱が生じるのではないかと。	届出の対象とする業種及び営業許可業種の見直しについては、今後、政令改正に向けて検討することとしていますが、できる限り営業実態を踏まえた大括りな許可の区分になるよう検討します。また、制度化に当たっては、地方自治体や事業者の業務負担を軽減する観点から、申請・届出における行政手続の電子化を検討しています。電子化に当たっては、地方自治体の御意見も踏まえながら開発を進めることとしています。
192	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	許可等のデータは自治体でシステム管理していると思われるため、データ改修に手間を要する。集約したり、新たな届出、許可を創設しなくとも、一部の既存の許可業種を届出にする方向性でいいのではないかと。	地方自治体や事業者の業務負担を軽減する観点から、申請・届出における行政手続の電子化を検討しています。電子化に当たっては、各地方自治体が運用しているシステムとの互換性、メンテナンス費用やセキュリティ等を考慮しつつ、地方自治体のご意見を踏まえながら開発を進めることとしております。 なお、現行の許可業種については、食品事業者の実態に合わないなどの問題があると認識しており、HACCPの制度化と合わせて抜本的な見直しが必要と考えています。
193	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	営業届出制度の対象範囲については、製造業や販売業だけでなく、法で定める食品等事業者(運搬等)も含めるべきである。また、複数の業態を兼ねる場合の取扱いについても明らかにされたい。	届出制度については、今般のHACCPに沿った衛生管理の制度化において許可対象業種以外の営業者についても行政が把握する必要があるため、新たに設ける制度です。したがって常温で保存可能な包装済み食品のみを販売する営業といった公衆衛生に与える影響が低いと考えられる業種については、HACCPに沿った衛生管理を求めず、許可又は届出の対象としない方向で検討します。なお、農業及び水産業における食品の採取業については、食品衛生法上、従来より営業から除外されていますので、従前どおり、許可又は

			届出の対象になりません。いずれにしても、届出の対象とする業種については、今後、営業許可業種の見直しと併せて、政令改正において検討することとしています。
194	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	今まで給食届の出されていない1日20食未満の事業所や小規模福祉施設デイサービス等に給食届の提出、食品衛生責任者の義務付けが必要と思える。	営業許可の対象業種については、今後、政令改正に向けて検討することとしています。HACCPの制度化を含めて衛生管理の全体的な向上を図ってまいります。
195	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	許可権限を有する都道府県知事が誰なのか法や命令で明記すべき。他法令では、「〇〇の場所を管轄する都道府県」と権限を規定する例がある。規制権限の不行使による不作為に対する行政訴訟も発生しており、責任の所在を明確化すべき。	御指摘の許可権限については、その営業所所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市・区の市長・区長)が有しています。
196	⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	許可や届出を行う主体を明確化すべき。派遣法上の派遣、民法上の請負の概念と異なる独自解釈によって、許可届出の要否を判断されないようにすべき。例えば、デパー	食品衛生法では政令で定める営業を営もうとする者は都道府県知事等の許可を受けなければならないと規定されています。 また、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合は、食品衛生法の準用規定が適用されます。

		ト等のテナントについて、デパート側が許可を取得し、テナントが入れ替わろうと許可を取得していない例がある。また、病院内の患者給食請負を許可不要とするのも他の給食請負との整合性がとれないのではないか。	
197	⑥食品リコール情報の報告制度の創設	リコール制度の報告対象となる食品の範囲や、報告対象となる基準について、具体的に明確化されたい。 ※その他同様の意見が11件	食品リコール情報の報告制度について、食品衛生法に違反している食品等が適切に回収され、消費者が喫食する機会を未然に防止できるよう、対象食品、報告内容、様式、対象食品のリスク等について検討を進めて行きたいと考えています。 なお、「食品衛生上の危害」とは、食品衛生法に違反している食品等が、消費者に販売され喫食する機会がある状態を想定しています。
198	⑥食品リコール情報の報告制度の創設	自治体にある既存のリコール制度や、消費者庁によるリコール制度など、既存の仕組みと整合的な仕組みとし、追加的な負担のないように取り組まされたい。 ※その他同様の意見が5件	各地方自治体の条例等による制度を参考に検討していきたいと考えています。また、リコール食品について消費者が喫食する機会を未然に防止できるよう、消費者庁とも連携したいと考えています。

199	⑥食品リコール情報の報告制度の創設	<p>報告事項は、必要最小限とし、様式については全国統一な報告様式とされるべき。</p> <p>※その他同様の意見が2件</p>	<p>報告事項の具体的内容は、今後検討していきますが、事業者の過度な負担にならないように十分配慮してまいります。</p>
200	⑥食品リコール情報の報告制度の創設	<p>リコール制度の創設に当たっては、アレルギー表示の欠落等にも対応できるよう、食品表示法違反についても制度の対象とすべき。</p> <p>※その他同様の意見が5件</p>	<p>食品リコール情報の報告制度の対象は、食品衛生法に違反した場合等を対象としていますが、消費者保護の観点からは、食品表示法に違反した場合等にも、同様の仕組みが必要であると考えられます。食品表示法の所管庁である消費者庁と連携して対応したいと考えています。</p>
201	⑥食品リコール情報の報告制度の創設	<p>リコール情報のデータベースについては、網羅的であるとともに、危険度をランク分けするなどリスクに応じて重要度を確認できるシステムにすべき。</p> <p>※その他同様の意見が2件</p>	<p>食品リコール情報の報告制度について、食品衛生法に違反している食品等が適切に回収され、消費者が喫食する機会を未然に防止できるよう、対象食品、報告内容、様式等について検討を進めたいと考えていますが、御指摘についてはその際の参考とさせていただきます。</p>

202	⑥食品リコール情報の報告制度の創設	リコール制度の報告対象、食品表示法との関連について、広範な意見、要望を集約すべき。	食品リコール情報の報告制度の対象は、食品衛生法に違反をした場合等を対象としていますが、消費者保護の観点からは、食品表示法に違反した場合等にも、同様の仕組みが必要であると考えられます。食品表示法の所管庁である消費者庁と連携して対応したいと考えています。
203	⑥食品リコール情報の報告制度の創設	必ずしも健康被害に結びつかない食品や、国際的には対象となっていないものまでも対象することによって、食品ロスや告知・回収費用が増大するなどの社会的ロスが惹起しないような制度設計を要望する。 ※その他同様の意見が6件	食品リコール情報の報告制度について、食品衛生法に違反している食品等が適切に回収され、消費者が喫食する機会を未然に防止できるよう、対象食品、報告内容、様式等について検討を進めたいと考えていますが、御指摘についてはその際の参考とさせていただきます。 食品衛生法改正懇談会取りまとめ内容を踏まえ、食品リコール情報の報告制度の具体的内容について検討を進めたいと考えています。
204	⑥食品リコール情報の報告制度の創設	案に記載されたことだけでなく、食品衛生法改正懇談会取りまとめに述べられているような仕組みを構築し、情報を明確化すべき。	御指摘のいわゆる「食品ロス」については、農林水産省がHPにおける広報やロゴマークの活用などにより、情報発信に取り組んでいます。いただいた御意見は、農林水産省に伝えます。

205	⑥食品リコール情報の報告制度の創設	SDGsの目標 12「つくる責任」、「つかう責任」には明確に「フードロス」の減少が書かれており、サプライチェーンだけでなく、販売、消費者にも啓蒙すべきである。	
206	⑥食品リコール情報の報告制度の創設	リコール情報について、自治体を介することで、時間的ロスが生じるため、直接地方厚生局や国が受けてはどうか。	必要に応じて、地方自治体で施設等への原因究明、改善指導等が行われるような体制を構築するとともに、厚生労働省への迅速な報告、効率的な情報提供が可能となるようシステムの構築を検討しています。
207	⑥食品リコール情報の報告制度の創設	消費者への情報提供を行うに当たり、情報の公表期間や削除等について合理的かつ適切に規定されたい。	各地方自治体の条例等による制度を参考に検討していきたいと考えています。
208	⑥食品リコール情報の報告制度の創設	リコール商品の取扱いとして、前提条件付きで施設の希望者への無償提供を行い、食べてもらい不良品の発見の協力をお願いすることを考えるべきではないか。	健康被害の発生のおそれがあることを協力依頼することは困難と考えます。

209	⑦輸入食品の 安全性確保・ 食品輸出関係 事務の法定化	都道府県における衛生証明書の発 行事務については、手上げ方式と すべき。	今回の改正では、衛生証明書の発行機関を都道府県等に限定し ているものではありません。
210	⑦輸入食品の 安全性確保・ 食品輸出関係 事務の法定化	日本が輸出する食品に関して、そ の製造等を行う施設については、 厚生労働省が主体的に施設登録、 監視等を行うべき	食品の輸出は、地域の産業振興等に資するものであり、また国内 の営業施設に対する都道府県等が監視指導を行っていることから、 輸出に関する関係手続においても、都道府県等が関与することが効 率的と考えます。なお、地方厚生局が衛生証明書を発行する場合に は、施設の査察のための旅費等に関する所要の手数料を輸出者か ら徴収することとしています。
211	⑦輸入食品の 安全性確保・ 食品輸出関係 事務の法定化	衛生管理によっては食品衛生上の リスクが高まるおそれがある食品と して、乳・乳製品を想定している が、全ての乳・乳製品が対象となる のか。また、乳・乳製品が原材料と して含まれる食品はどこまで対象と なるか。	衛生証明書の添付を義務づける対象の詳細については、今後検 討することとしています。

212	⑦輸入食品の 安全性確保・ 食品輸出関係 事務の法定化	衛生証明書とは、例えば「A社A工場の乳製品はB国が認定したHACCPにより管理されて製造されている」というイメージでよいか。	乳及び乳製品については健康な獣畜由来であること、フグや生食用カキについては生産地における衛生管理状況等を衛生証明書により確認することとしています。衛生証明書に記載が必要なその他の内容については、今後検討することとしています。
213	⑦輸入食品の 安全性確保・ 食品輸出関係 事務の法定化	衛生証明書について、輸出国政府からのものではなく、地方自治体、政府が認定した第三者機関からの証明書では代替となりえないか。	衛生証明書発行機関については、輸出先国との二国間協議により決められるため、協議の結果により第三者機関による発行が認められる場合もあります。
214	⑦輸入食品の 安全性確保・ 食品輸出関係 事務の法定化	日本では所轄官庁でGMP証明書を発行していないため、輸出に当たって、営業許可を受けた事業者については、GMP等の証明書を発行していただきたい。また、輸出に関わる証明書の発行やその他の処置については、全て都道府県において行うのではなく、厚生労働省においても対応できるよう体制を整えておくべき。	<p>「「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づく対応について」(平成28年6月3日生食発0603第1号)により、都道府県等に対して、政府間協議に基づく証明書様式等の取決めがない場合であっても、事業者からの求めに応じ、必要な確認を行った上で証明書の発行いただくよう要請しています。</p> <p>食品の輸出は、地域の産業振興等に資するものであり、国内の営業施設に対する都道府県等が監視指導を行っていることから、輸出に関する関係手続においても、都道府県等が関与することが効率的と考えます。なお、地方厚生局が衛生証明書を発行する場合には、施設の査察のための旅費等に関する所要の手数料を輸出者から徴収することとしています。</p>

215	⑦輸入食品の 安全性確保・ 食品輸出関係 事務の法定化	食糧の大半を輸入に頼る現下の状況に影響することのないよう、実態を十分把握した上で制度化を図りたい。	主要な輸出国と十分に協議しながら調整していきたいと考えています。
216	⑦輸入食品の 安全性確保・ 食品輸出関係 事務の法定化	地方厚生局が現在行っている「自由販売証明書」で十分ではないか。法的規定がないのであれば、自由販売証明書の規定を地方厚生局が発効すると盛り込めばよい。都道府県が行う場合、複数工場を持っている業者は複数の自治体を回らなければならないため、事業者の負担が大きい。仮に都道府県が行う場合は、人的要員の確保に踏み込んだ形で盛り込むべき。	<p>食品の輸出に当たっての衛生証明書の証明事項や衛生証明書発行機関については、輸出先国との協議により決められるものですが、自由販売証明書はこのような協議を行ったものではなく、全ての国・地域への食品の輸出に有効な証明書ではありません。</p> <p>衛生証明書発行申請については、申請者への利便性の向上の観点から、平成28年度に電子メール及びNACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)による発行申請の手続を定め、都道府県等に実施に関する協力を要請しています。</p> <p>また、今回の法改正案では、都道府県等における衛生証明書発行の体制整備に資することを目的として、輸出手続における都道府県等の役割を明確化したところです。</p>
217	⑦輸入食品の 安全性確保・ 食品輸出関係 事務の法定化	衛生証明書の発行等は、これまでの国際的な対応として国内と海外の基準の整合性を司ってきた厚生労働省の事務の流れからも、国の実施機関である地方厚生局で実施されるのが然るべき	食品の輸出は、地域の産業振興等に資するものであり、また国内の営業施設に対する都道府県等が監視指導を行っていることから、輸出に関する関係手続においても、都道府県等が関与することが効率的と考えます。なお、輸出先国政府との協議結果に応じて、地方厚生局が衛生証明書を発行することも想定しています。

		※同様の意見が2件	
218	⑦輸入食品の 安全性確保・ 食品輸出関係 事務の法定化	日本国内で HACCP に基づく衛生管理が求められる食品を我が国が輸入する場合には、輸出国に対して HACCP に基づく衛生管理を求めているが、我が国で製造された食品を輸出する場合には、HACCP 承認施設で製造したものでなければ、どのような国であっても輸出できないということか。	食品の輸出に当たり、輸出先国において HACCP に沿った衛生管理が義務化されていない場合には、内外無差別の観点から、基本的には要件とはならないと考えます。
219	⑦輸入食品の 安全性確保・ 食品輸出関係 事務の法定化	輸出国の政府機関が確認した施設であることについて、どのような証拠が必要なのか、具体的に Q&A 等で例示していただきたい。	二国間協議を通じて、輸出国の政府機関が確認した施設を国として登録することを想定しています。

220	⑦輸入食品の 安全性確保・ 食品輸出関係 事務の法定化	<p>食品衛生法は憲法第25条を受けて、国民の健康の保護を目的としているものである。輸出食品は外国国民の健康の保護又は産業振興に関わることであって、法に規定することは適当ではない。国民が食べる食品には衛生行政が安全の証明を行わないのに、外国国民にその便宜を図るのは公平でない。</p> <p>※その他同様の意見が1件</p>	<p>都道府県等又は地方厚生局が発行する衛生証明書の発行を含めた輸出食品の安全性確保については、食品衛生法に基づく安全性確保の制度及び体制を前提としたものです。また、食品の輸出に当たっては、輸出先国から輸出国の衛生当局からの衛生証明書発行を求められる場合もあり、食のグローバル化が進む中で、日本国内の食品衛生を守っていく上でも、衛生当局としてしっかり対応する必要があると考えています。</p>
221	⑦輸入食品の 安全性確保・ 食品輸出関係 事務の法定化	<p>輸入食品については、HACCPに重きを置くのもよいが、具体的な基準を設け、それによる管理を行うべき。</p> <p>※その他同様の意見が1件</p>	<p>食品衛生法において、食品等の一般及び個別の規格基準を設けており、輸入食品については、国産食品と同様に規格基準が適用されます。</p>
222	⑧その他	<p>中食、調理食品へのニーズが増加する中で、それらへの対策が不十分である。</p>	<p>本改正は、例えば HACCP の制度化は原則全ての食品等事業者（食品等を採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬、販売するなどあらゆる形で食品に関わる事業者）を対象にするなど、特定の販売形態、特定の食品に限られた対応ではないため、御指摘の件については、今回の食品衛生法改正で対応できるものと考えております。</p>

223	⑧その他	食品偽装販売については、人の生命に関するものであり、重罰化すべき。	食品偽装販売は、食品の表示に関する違反であり、表示に関する違反は食品表示法(消費者庁所管)に規定されていますが、人の健康を損なうおそれがある事例については食品衛生法の対象となり、現行制度下にあっても必要な罰則を設けているところではあります。
224	⑧その他	<p>制度改正に当たって、事業者(特に中小零細事業者)や自治体にとって過度な経費的、人的負担が生じないように配慮すべき。</p> <p>※その他同様の意見が4件</p>	<p>制度の改正に当たっては、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会や食品衛生法改正懇談会において、御懸念の事態が生じることのないよう、業界団体や消費者団体、地方自治体の委員から御意見を頂戴しており、それらの意見を踏まえ、改正案の策定に当たったところです。また、HACCP 及び器具・容器包装に関しては、関係事業者を交えた検討会等を行ってきています。今後とも、事業者や地方自治体に過度な経費的、人的負担が生じないように、最善を尽くします。</p>
225	⑧その他	調理事業者について、条例で年2回以上、検便を実施しなければならないことになっているが、罰則がないため、実態上は実施されていないことが多い。罰則の詳細は条例で規定することでもよいが、検便未実施者に対して罰則を設けるべき。	御指摘の検便未実施は、法第50条の3に違反するものですが、当該違反については、同法第55条の営業許可の取消し、又は営業の禁止等の行政処分がとられることになっており、そちらで規制の実効性が担保されているものと考えています。

226	⑧その他	<p>リスクコミュニケーションは、現行法で対応可能と思うが、消費者や事業者への適切な情報提供が課題であり、今後対応が必要な個別テーマ(いわゆる「健康食品」、食中毒、遺伝子組換え食品等)などもあるため、重要な課題であるとの認識の下、対策の強化、工夫をされたい。</p>	<p>関係者の相互理解は食品衛生行政を推進するために引き続き重要であると考えており、様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係省庁とも連携しながらリスクコミュニケーションの推進に取り組んでいきます。</p>
227	⑧その他	<p>指定添加物の再評価について、国際機関や諸外国では実際に再評価に取り組む動きがあり、国民の関心も高いことから、早期の検討を要望する。既存添加物についての安全性評価・確認、規格基準策定の加速化についても重要である。</p>	<p>指定添加物については、諸外国における情報等を踏まえて、安全性の確認を行ってきております。引き続き情報の収集等に努め、速やかに必要な評価検討を行います。</p> <p>また、既存添加物については、平成29年度に、平成8年度厚生科学研究報告書「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」において、その基原、製法、本質を踏まえ、安全性試験の実施等安全性の検討を早急に実施する必要はないものと分類された既存添加物を対象に文献を用いて安全性の評価・確認を進めているところです。また、規格基準が定められていない品目についても食品添加物公定書への収載に向けて規格基準の策定を一層進めます。</p>

228	⑧その他	<p>食品衛生法の改正に当たって、懇談会を実施し、議論を進めてきたところだが、今後、食品衛生規制全体について検討する際には、規制の国際動向を共有し、規制全体に関する基本的な方向性を示した上で、テーマごとに現状とのギャップを確認し、対応の優先順位を検討していくようなアプローチも検討すべき。また、十分な検討期間の確保、他省庁分野も含めた視点での議論を行うことを要望する。</p>	<p>今後の食品衛生規制全体についての検討については、改正法の施行後5年を目途として、施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする予定であり、御指摘のアプローチや要望も含め、必要な検討を行います。</p>
229	⑧その他	<p>骨子の段階では不明確な点が多いため、制度化に当たっては、各業界や自治体等との情報交換を行い、業種業態の実態を十分に踏まえた見直しを行うとともに、パブリックコメントの実施等透明性を確保して検討を進めていただきたい。</p> <p>※その他同様の意見が9件</p>	<p>法律案が成立し、骨子等にお示した内容を政省令改正等において制度化していくに当たっては、御指摘のように、適宜業界団体や消費者団体、地方自治体等との情報交換を行いながら丁寧に対応します。また、政省令改正等の制度の改正に当たっては、改正の都度、パブリックコメントを実施し、御意見を頂戴する予定です。</p>

230	⑧その他	東京オリンピックを見据え、食品添加物の国際統合化を更に進めるべき。また、国際的に添加物とされている既存添加物、食品については、事業者の要請を待たず指定するべき。	国際的に安全性が確認され、既に広く使われている添加物について平成 14 年より指定を進めており、国際統合化に努めています。引き続き国際統合性も考慮しつつ、速やかな添加物指定に取り組んでまいります。なお、一般に飲食に供される食品を添加物として使用する場合は、食品衛生法第 10 条の指定がなくとも添加物として使用することができます。
231	⑧その他	輸入食品・添加物に使用されている香料製剤の原料に未指定添加物が使用されている疑いがあるので、統合化されたい。	食品衛生法において未指定の添加物は、国産食品と同様に輸入食品にも使用できないことになっています。
232	⑧その他	食品衛生、食糧自給・安定供給、フードロス削減等を一括して取り扱う省庁を作られてはどうか。	現行においても、一括した対応が必要な分野については、関係省庁連絡会議の開催など、密接な連携を目的とした取組を行っており、今後とも引き続きこのような取組を行います。
233	⑧その他	過去、消費期限の解釈、アレルギー食品の扱い、レトルト食品の定義等で厚労省と農水省で基準が異なる場合があった。民間企業が混乱するようなことは避けるべき。	御指摘のような、省庁をまたぐことにより混乱を招くような事態が起こらないよう、一括した対応が必要な分野については、関係省庁連絡会議の開催など、行政の縦割りが無いよう、密接な連携を目的とした取組を行っており、今後とも引き続きこういった取組を行います。

234	⑧その他	日本の食糧自給率の低さを日本国民がどの位把握しているのか、調査し、認識不足であれば、対応する必要がある。	食料自給率については、農林水産省が担当し、情報発信に取り組んでおります。いただいた御意見は、農林水産省に伝えます。
235	⑧その他	食品等の規格基準、試験法について現状に合わせた見直しを行うべき。	食品等の規格基準や試験法については、諸外国の動向や最新の知見を引き続き注視し、これら科学的根拠を踏まえ、引き続き、食品安全の確保に努めます。
236	⑧その他	大きな改正であるため、オリンピック、パラリンピックまでに施行することとはせず、猶予期間を十分に取らりたい。	政省令等策定のための準備期間、関係業界及び事業者への周知・準備期間等を考慮し、猶予期間が必要と思われる分野については、別途施行期日・猶予期間を定めています。また、HACCPの導入等については、準備等に一定の期間を要する営業者等も存在することから、猶予期間として、公布から2年以内の施行日から起算して1年を経過するまでの間を設けるなどにより、十分な期間を確保します。
237	⑧その他	法改正を契機に、食品衛生責任者については、法の中で統一的に運用できるよう位置付けるべき。	食品衛生責任者は、現行法第50条の管理運営基準に関するものであり、本条は今回の改正において、都道府県等が条例で定めるという規定から、厚生労働省令で定めるという規定に改正することを予定しています。今後、制度の現状やHACCPの制度化等を踏まえ、省令改正の内容を検討します。

238	⑧その他	本改正が食品の安全性の確保、国民の健康の保護については食品産業に寄与していくことができるのかを確認し、適宜必要な対策を講ずること。	食品衛生法及び本改正は、食品の安全の確保し、国民の健康の保護を図ることを目的としていますが、御指摘の点も踏まえつつ、適宜必要な対策を検討します。
239	⑧その他	営業停止命令取消請求訴訟などが発生したことがある。自治事務に限らず法定受託事務に関する処分に対しても訴えが想定されるので、対処協力を求めたい。	食品衛生法に基づく処分に関する訴訟が提起された場合において、各地方自治体において、その対応等について疑義がある場合には、食品衛生法を所管する厚生労働省としても、必要な協力は行っていきたいと考えており、具体的な事案への対応に当たって個別に相談等していただくようお願いします